

暴民哭々

近代成立期民衆の〈公怨〉について

植本展弘

明治改元からおよそ一〇年、神奈川県南のとある農村で地主宅を焼討つ農民暴動があった。死傷者一人を出したとされるこの事件は、新政による土地所有制の転換

がもたらした村落共同体の動揺の極限化として記録されている。事件はまた貧農が強欲な地主を討つ義拳として様々に語られ、加害者側への同情さえ集めた。しかし原形をとどめない複数の死体とその凄惨な記憶がこびりつく共同体の沈痛は、外部からの無責任な言祝ぎで消え去るものではない。人々は同じ場所での後を生き抜かねばならないからである。貧しさを罪悪視し、圧倒的な富の私有とその相続を是とする社会のありように今も昔も大きな違いがないのだとすれば、富の私的集積に対決しようとした往昔の人々の苦悩は、現在のわれわれをも捕捉して離そうとしない。貧富二元化の矛盾、暴力と秩序との往還、その過程で顕現する差別、そして闘争主体の共同性の内実——本稿では、これら近代成立期の共同体

内の相克を見ることを通じ、われわれが今生きる社会をどのように捉えるのかということをも考えてみたい。

暴殺にいたる怨念

一八七八（明治一一）年一〇月二六日の深夜のことである。神奈川県大住郡真土村（現平塚市真土）の村民二〇数人が憤然と蹶起し、有力地主で前戸長であった松木長右衛門の邸宅を襲撃した。襲撃にいたる衆議は数日前のことであった。江戸時代の村方騒動と異なり、かれらにはあえて村の有力者を手にかけて。すなわち、まず手製の木砲二門による砲撃で威嚇し、かつ石油をまいて豪邸を焼き討ち（一二棟全焼と伝わる）、逃げまどう長右衛門以下、家族・傭人含め七人を捕えて各々の得物で斬殺し、四人に傷を負わせたのである。これを真土村事件あるいは松木騒動という。騒動勢は逃げもせず、帰宅し、警官・手下三〇〇人の動員による全村がかりの捜査

暴力燦燦

- (1) 平塚市編『平塚市史5 資料編 近代(1)』(1987年4月1日)、丸山清「常光寺と真土騒動の関係について」(『わが住む里』第48号、藤沢市総合市民図書館、1999年3月31日)が26人とするが、受刑者数に依拠したのか。野村靖「上申書」(註7参照)、小林孝雄「真土村騒動起こる」(『かながわ風土記』第39号、丸井図書出版、1980年10月)では28人とする。ただし襲撃に参加しながら連累を免れた者がいるとする資料があり(後述『大野誌』『怨親平等』)、また伊藤音五郎以外の蹴起者が釈放後も襲撃について口伝・記録を残さなかったであろう状況からすれば、蹴起者数を特定することは今やほとんど不可能だと思われる。
以下、真土村事件に関する資料について若干解説しておく。まず資料集としては『平塚市史5』がもっとも網羅的で、質地訴訟関連文書のほか、出訴にいたる経過を記録した「真土騒動日記之文書」「懐中手覚控」(ともに平川良一氏所蔵資料)、襲撃事件判決文、受刑者をめぐる各種歎願書類、事後の土地処理書類、松木家慰霊施設に関する書類、負債者連累の勤儉議定書、『横浜毎日新聞』記事群、阿呆陀羅經・数え歌などを収録する。平塚市教育委員会編『大野誌』(1958年6月10日)も平川氏所蔵資料などを収録するが、事件の叙述に「明治の昔譚 真土騒動」(『時事新報』神奈川版1928年8月1日～9月2日、伊藤音五郎・平川徳二郎聞き)や吉野文蔵らの口伝のほか、絵草紙「冠松真土夜暴動」(註17参照)、『探偵実話真土騒動』(註28の『探偵実話真土村騒動』か)、『農家応報転変記』(未見)を採用するところに特色があり、絵草紙・実話小説への依頼という点で叙述すべてに実証性を求めるのは難しい。また大野第一・第二尋常高等小学校編『吾等の郷土 中郡大野村』(1933年4月1日)には聞き書き資料「真土村騒動實際談」「伊藤音五郎氏より聴取書」が収録されている。ガリ版刷りのパンフ早稲田大学歴史学研究会編『真土松木騒動ノート1』(1952年8月15日)は時事新報の「昔譚」を抄録し、同じくガリ版の神奈川県立厚木高等学校社会学部編『社会研究6 真土一揆とその歴史意識』(1968年5月)の事件叙述はほぼ『大野誌』の引き写しと見える。ただし両者とも新たな聞き書きが付され、特に後者に掲載された真土在住者を対象とするアンケート調査の分析は貴重である。両ガリ版資料の複写を所蔵する平塚市中央図書館は早大歴研ノートの発行年を西暦で77年とするが(表紙に52.8.15とあり奥付記載はなし)、『社会研究6』の事件関係者子孫の聞き書きとして「吉野弁蔵のこども」は「このことについてとても詳しく知っていて、わざわざ早稲田大学から聞きにきた」と紹介しており、早大歴研ノートの聞き書き対象者の一人に「吉野彥助」が掲出されているため同ノート発行年の数字は西暦と判断した。なお『吾等の郷土 中郡大野村』はウェブサイトで「吾等の郷土+α」(<http://pcr.lar.jp/kyoudo/>)に独自の解説や史跡紹介とともに掲出されており、資料公開の有意さについてあえてここに識して謝す。
- (2) 長右衛門は1876年10月5日付で「職務差免」されるまで神奈川県第二二大区一一一小区の戸長兼村用掛であった(『平塚市史5』資料番号108、以下『市史』番号で表記)。平塚市博物館市史編さん係「松木長右衛門 近代化を推進した手腕家戸長」(『平塚市民文化情報誌たわわ』No.10、平塚市民文化財団)によれば、長右衛門は「明治5年(1872)足柄県第二大区第一一小区の区長兼真土村外三か村の戸長職についた」。大区小区制は72年より全国的に敷かれたものだが、中村崇高「神奈川県下における戸長役場史料の文書管理」(『神奈川県立公文書館紀要』第6号、2008年12月)によれば、神奈川県は73年の「区番組制の採用時で、大区一番組(小区/戸長)一町村(村用掛)という支配体制をと」り、足柄県は72年11月より「大区と小区を設置し、大区(区長)一小区(副区長)一町村(戸長)という体制を採用した。すなわち前者では小区、後者では各町村に戸長がおかれ、両県でその設置レベルが異なっていた」。つまり76年4月の足柄県廃止に伴う真土村の神奈川県編入に際しては、長右衛門は神奈川県政下の戸長職(小区の長)にスライドしていたことになる。とすれば、事件時の長右衛門を「区長兼戸長」「戸長」とするのは論外としても、『大野誌』などのように免職時に「区長兼戸長」であったとするのも誤りとなる。なお大区小区制は機械的・集権的な地方行政の統合で現場が混乱したため、78年の町村制導入により旧来自治との調整が図られた。
- (3) 死傷者数には諸説あり、当時の新聞報道でもほとんど一致しない。ここでは焼討ちの実況検分にあつた官憲の報告、被疑者供述、被害者証言などにより「確定」されたであろう死者7人・負傷者4人の数字をとった。松木邸跡地の一角に建立された「怨親を超えた人々の碑」にある関係者一覧と、『怨親平等』(註50参照)が列挙した犠牲者一覧はほぼ同定できる(松木長右衛門、伊藤婦美、松木良輔、松木素三郎、宇野知世、宇野や満、山明権六、小宮政吉)。ただし長右衛門妻・伊藤婦美は負傷したものの、難を逃れた一人と思われる。仲裁があつて取り下げとなるが、残された負債者はなお事件一ヶ月後の11月29日に大審院に上告書を出して争う構えを見せており、その被告に「婦美」があげられ(『市史』118)、また放火殺傷に対する判決宣告のなかでも負傷者筆頭・被害証言者として指呼されている(『市史』161)からである。また藤沢署雇の三橋善太郎が前足柄県令柏木忠俊に宛てた手紙でも、負傷しながらも実家に逃れた由が「長右衛門妻ヨリ治療中之物語」として報告された(『市史』125)。この報告がいう「死亡人」は「松木良輔、同人妻ちせ、松木長右衛門、同素三郎、根岸政太夫妻やま、番人権六、僕政吉」。

と事情聴取ののちおとなしく捕縛された^④。かれらが横浜の戸部監獄署に引つ立てられていくとき、村民は土下座してこれを送ったという^⑤。

なぜこのような凄惨をきわめる紛擾が起きたのか。そも真土村の村民六五人は貧窮のため、長右衛門に先祖伝来の耕作地をそれぞれ質入れしていた。長右衛門自身の所有地は一〇町歩余であったが、質地は三〇町歩にも及んだという。その長右衛門が壬申地券の発行をテコとして質地を流地扱いし、地券を自己名義で受けたためにこの惨劇を呼んだのである。村役人立会いのものと質地請戻しの口約束を信じていた負債農民たちは、長右衛門が土地を返さぬ肚であることに気がついた当初は直談判を繰り返した。しかし長右衛門の態度豹変に埒があかず、一八七六年七月には土地計測のため村を訪れた地租改正掛に歎訴し、八月に代言人塩谷俊雄を立てて小田原警察署に訴え、双方面談に及ぶも解決せず県警保課（県警本部相当）に移管された。一〇月上旬には双方呼び出しての取り調べがあり、また「四隣村吏へ実際ノ事由ヲ推問スルニ、村民ノ申条方正ニシテ、全ク長右衛門奸謀ナルヲ保証ス^⑦」という県側の調査もあつたため、長右衛門は一〇月五日付で戸長・村用掛を免職となった。こうして負債者は一一月に質地請戻しを横浜裁判所に訴え、長右衛門以外の真土村内地主の同情的な意見書も獲得し、一

年半後の七八年四月一六日に勝訴した。ところが長右衛門が控訴した東京上等裁判所では、新たに証拠として持ち出された「流質売買書^⑧」などが決め手とされ、九月三〇日に逆転敗訴してしまう。質置主（負債者）たちはついに金策に窮して大審院に上告できず、逆に小田原区裁判所に訴え出た長右衛門に「小作延滞」と「訴訟入費」とで「式千四百円余」の支払いを迫られ、窮余の示談内済も蹴られたため、「衆議ヲ以テ司法省江掛込ミ願ヒノ一段ニ帰シ」たが筋違いとて門前払いとなり、いよいよ家族もろとも身代限り（破産）の危機に立たされる。そして「同志六十四名死を決し、法犯なれども松木一家を滅亡の外なしと協議一決して徒党をなし^⑨」た——というのが襲撃にいたるまでのあらましである。つまり暴殺（謀殺）の蹶起は覚悟したうえでの復讐の行動であつた。なお、騒動勢には義憤に応じた大工の棟梁や開業医も含まれており、行動の根拠を窮乏だけに求めれば事件の複合的性質を見過ごすことになるだろう。

新政反対一揆の余塵がくすぶるさなかのこの事件は、未だ屈することを知らぬ共同体内の民衆と、これに敵対する〈私〉の体現者―地主・高利貸との相反する二つの世界に計り知れない衝撃を与えた。先回りしていえば、「近代的な社会・経済原理と民衆的な伝統原理の対抗（原理的対抗^⑩）」が厳しく存在する状況のもとで、襲撃が

暴力燦燦

義拳として広く受けとめられる一大センセーションを巻き起こすことになるのである。しかもその義拳は苛斂誅求を討つ正義の物語としてだけでなく、村落共同体の扶助的慣行を破壊する（私（私有））の壟断に反撃したものととして注目されたに違いなかった。そしてその主体に一定の共同性が存すると目されたからこそ、騒動は思いもよらぬ支持の広がりを見たのである。

刑事事件としての真土騒動は、現在ではとうてい考えられない結末を迎えている。神奈川県下の農村では騒動を支持する減刑歎願運動が燎原の火のように広がったが、これで判決が覆されなければ、事件は同情する余地があるにせよ、ただ極悪非道の七人殺しとして近代史の闇に消えていたかもしれない。しかし当時の現実は逆をいく。騒動の帰結は放火殺傷事件には違いないのだが、暴殺の実行者たちが「憫諒」（あわれみ）のもとに救済されるのである。すなわち、一八八〇年五月二〇日には冠^{かむち}弥右衛門、伊藤佐次兵衛、伊東元良、伊藤音五郎の四人に斬罪（死罪）、福田小左衛門、石川儀左衛門、伊藤兵左衛門、冠伝次郎、新倉嘉兵衛、佐藤安五郎、冠峯松の八人に懲役八年三十七日（懲役一〇年に未決算入）、伊東全左衛門、伊藤佐五左衛門、伊東平兵衛、伊藤藤吉、伊藤岩次郎、伊藤権兵衛、伊藤治良左衛門、伊藤富五郎、伊藤兼吉、小野田勘右衛門、山本乙右衛門、吉野弁蔵、

- (4) 前出の三橋善太郎の報告によれば、10月30日に17人、11月3日に1人、5日に14人、計32人が捕縛された。「明治の昔譚 眞土騒動」や『大野誌』では被疑者を56人とする。
- (5) 見送ったのは近郷の人々だけではなかったようで、長谷川伸の自伝『ある市井の徒』（中公文庫版、1991年2月10日）には、若いころ和泉村（現横浜市泉区）を在所とした著者の母が、近隣の人々とともに戸塚に出て捕縛者を見送ったとある。曰く、「平塚から横浜までの間、道路の両側に見送りの人々が、垣をつくったように並んでいたそうです。その人々の過半以上が見送りで見物ではないのです。到る処でだれが音頭をとるともなく、南無阿弥陀仏と称名の声が起こったそうです」。この説話の存在は井上弘『平塚—ゆかりの文人たち』（門土社総合出版、1993年12月22日）に教えられた。また丸山清「常光寺と眞土騒動の関係について」にも、被疑者の護送時に「英雄視した民衆が一目みようとして、沿道を埋め尽したと伝えられている」とある。
- (6) 質地係争裁判の横浜地裁判決（『市史』110）、東京上等裁判決（『市史』113）、野村靖「上申書」（註7参照）による。事件後の土地処理に際して作成された「入費割約定書」（『市史』138）と「冠彌右衛門事蹟」（註9参照）は64人、「明治の昔譚 眞土騒動」『怨親平等』は6人、丸山清「常光寺と眞土騒動の関係について」は69人とする。
- (7) 野村靖「上申書」（『市史』153）。減刑歎願のため県令野村が1878年12月に右大臣岩倉具視に宛てた文書で、地租改正事業に携わってきた県二等属の添田知通に起草させたもの。小林孝雄「眞土村騒動起こる」では12月6日に添田より野村に呈されたというのが、大湖賢一「眞土事件と民衆の土地所有観念」（『京浜歴史研年報』第8号、京浜歴史科学研究会、1994年1月30日）の分析によれば9日に上申されたようだ。
- (8) 「明治の昔譚 眞土騒動」の表現による。『大野誌』は「名義書き換えは即ち質流しとなった」主旨の文書としている。地券名受けの際の長右衛門による同文書の作成については絵草紙・講談類でも言及されたが、上等審資料としての実物は未見。あるいは判決文にいう「地券ハ地所持主タル確証ノ旨趣ニ付云々ト記載アル」『為取換証文』（原告第6号証）のことか。
- (9) 冠友吉「先代 冠彌右衛門事蹟」（『吾等の郷土』所収）。1920年12月15日時点での記録。
- (10) 鶴巻孝雄「近代化と伝統的民衆世界 転換期の民衆運動とその思想」（東京大学出版会、1992年5月25日）

三上長次郎、井上所左衛門の一四人に懲役三年の判決が宣告されるが、その直後に斬罪の判決が覆される。なお主導者の一人と目された高橋新七は病のため判決直前の五月一〇日に獄死し（享年五七）、判決後の翌八一年七月九日には在村医師の伊東元良も主導者の一人として獄中に病死した。

すでに事件直後の二六人の未決「拘留」（現在でいう勾留）中の時点で、神奈川県下三郡一六八ヶ村（海綾郡二〇ヶ村、大住郡一一七ヶ村、愛甲郡三二ヶ村）の総代が「御憫愍ノ御沙汰」を求める歎願書に「連員」し、また仏教者主導の歎願など各種の運動が繰り広げられた。県令野村靖はこの勢いにおされ、事件二ヶ月後の一八七八年一二月九日には右大臣岩倉具視に上申書を提出している。当初主導とみなされた一二名以外は七九年二月二四日付で保釈が決定されたが、残る全員の保釈あるいは放免の歎願が繰り返し行われた。さらに面会願はもとより、真土村在地の監獄建設の歎願（真土在監による囚人外役労働で家作の補完を希望した）の運動も親族係累によって担われるなど、事件後の救援運動の広がりが為政者をして動かしめたともいえるだろう。

こうして首謀者として斬罪判決を受けた四人が一八八〇年六月一日に死一等を減ぜられ、無期徒刑となったのであった。事前の運動があったとはいえ、判決から半月

もたないうちに「特典」が決定されたことになる。四人に対する減刑宣告のうち、共通する核心部分を引く。

犯罪ノ事情タル村内六拾余名ヨリ、長右衛門へ質入セシ地所ノ受戻ニ付紛議数年ニ涉リ、毎戸ノ生計且夕ニ迫リ、一村ノ滅落維ニ谷マルハ、偏ニ長右衛門ノ好計ニ陥シ入レラレタル者ト認メ、一意此苦患ヲ救ワント欲スルニ出テ、全ク一己ノ私怨ヲ逞フシ又ハ賊心等ヨリ生シタル者ト其旨趣ヲ異ニシ、事情憫諒スヘキモノアルニ付、特典ヲ以テ本罪ヨリ一等ヲ減ス（ふりがなは引用者）

事件が講談化される素地がすでにこの公文書のなかに現れている。減刑の説論として質地をめぐる紛争についてふまえるのは当然としても、村民「苦患」の原因を松木長右衛門の「奸計」にのみ求め、いったんは死罪に問うた行動に私怨はなかったと認める（つまり民衆の歎願がいう「公怨」の追認）。暴殺の勧善懲悪的性格が公権力によって認容された格好である。しかも、懲役三年囚の仮出獄は実現しなかったものの、首魁とされた冠弥右衛門が養親を理由とする収贖によって一八八二年二月八日に放免された。また新倉嘉兵衛も家族困窮のため仮出獄が許され（歎願書は八二年五月二五日付）、石

暴力燦燦

川儀左衛門・佐藤安五郎は病身の自宅療養が認められ取贖放免となり（儀左衛門分の歎願書は八年九月付、安五郎分は八二年一〇月二六日付）、八八年二月中には無期懲役の伊藤音五郎・伊藤佐次兵衛が仮出獄した。さらに九〇年の憲法発布に伴う恩赦で残る全員が放免され帰村した。むろん事件後の土地処理で真土村民の苦闘はその後も続いた（その過程で武相困民党仲裁人ともなった横浜戸部村の海老塚四郎兵衛の仲介・援助を受けた）。だが放火殺傷の実行者のうちには病気による獄死者はいても、刑死者は一人もいない。のちの負債農民の実力行使者にはそれ相應の報復が待っていたことをふまえれば、真土村事件への司法の対処はいかにも特異であった。しかしそれは維新後なおも揺れ動く新政府の失態を意味していた。事件に対する温情措置もあいつつての勧善懲悪譚の展開への記憶が、のちの松方デフレ期の負債農民騒擾に大きな影響を及ぼすからである。

事件の推移がこうであれば勢いそれは戯画化される。一度は死罪をえた首謀者たちが助命されるという波乱の展開に、新聞記者はもとより戯作家もまた取材し、かなり脚色された絵草紙、講談本、芝居が発表され、事件は全国的に知られてい

- (11) 『吾等の郷土』所収の平川定五郎氏所蔵資料による。後代の『大野誌』では平川良一氏所蔵とあり文書が相続されたものと思われるが、村数合計に異同がある（『大野誌』の数え間違いか）。この平川氏所蔵のものと同文を歎願前文とし、別途歎願書なるテキストを付したのももある（註26参照）。『大野誌』は「署名運動は翌[明治]12年まで続き、その数480本15,000名に達したという」（□は引用者）と伝え、「伊藤音五郎氏より聴取書（『吾等の郷土』）には「歎願書、相模三郡即ち大住洵綾愛甲、役人寺方實に其數四百八十本命乞ひの判、命乞ひに捺印せしもの千八百人」とある。万単位の署名者数の真偽については不明だが、大湖賢一「真土事件と民衆の土地所有観念」が『大政類典』第4編によりながら1879（明治12）年中にも多数の嘆願があったことを明らかにしている。なお平川氏所蔵の歎願書は負債者側の代言人塩谷俊雄と岡本忠三が発起して起草したもので、裁判闘争中に農民らの定宿となった山崎屋の河野与七・啓二親子が各村役人らをオルグしたという。
- (12) 『大野誌』によれば「寺社関係に対しては藤沢常光寺、真土東光寺が中心となって、建長寺、円覚寺、光明寺、遊行寺、地獄寺（品川にあった。芝増上寺の隠居寺である）などの名利をはじめ多くの寺社の署名が得られている」。丸山清「常光寺と真土騒動の関係について」も、常光寺が東光寺とはかつて檀徒の署名獲得に尽力したとする。実際に1879年5月付の建長寺、円覚寺、清浄光寺の三住職連名の歎願書が残されている（『市史』159）。
- (13) 1879年2月には伊藤富五郎の保釈願が出され（『市史』154）、『市史』には伊藤権兵衛の同種願書もあると註される。また同年5月付の全員放免の歎願書（『市史』157）には、（騒動勢は）「一時私欲ノナス処ニ非ス」と見える。他に同5月付の各種願書として、冠伝次郎の放免歎願書（『市史』158）や大住郡小鍋島村民による一二人放免の歎願書と対象者数不明の赦免歎願書があり（『大野誌』）、後者の赦免歎願書に「御国法ヲ犯すも私恨ヨリ出タルニアラズ」「長右衛門怨悪ヲウラ招ク」とあるのが注目される。
- (14) 伊藤平兵衛家族の面会願は『大野誌』に、他八人の家族の面会願は『市史』156に収録。同じく真土村内の監獄建設願も『大野誌』、『市史』170に収録。また長谷川伸『ある市井の徒』によれば、事件囚人は戸部在監中に駿河屋の請負土工として出役労働に従事したという。なお囚人はのちに東京の小菅集治監に移監された。
- (15) 『市史』162・伊藤昌治氏所蔵。宣告主体は神奈川県。
- (16) 金銭収納によって罪をあがなうこと。新律綱領・改定律例の規定では死刑判決を受けた者の取贖を認めないが、唯一の例外として祖父母・父母が「老疾」で家に「待養」する者がいない場合に限りこれを「聴（ゆる）」とした。小泉輝三朗『明治黎明期の犯罪と刑罰』（礪川全次校訂、批評社、書店発売日1999年11月30日）の解説では、この例外規定は律が「孝行」を重んじることによるという。なお判決があった1880年初には刑法が制定され、改定律例とともに刑事法を構成していた新律綱領が廃止された。

く。それらの戯作は加害者を「死をかえりみぬ義者」「義徒」¹⁷とし、殺された村の有力者を強欲の悪漢として描いた。事件は勸善懲惡の物語として一世を風靡する役割を担わされたのである。政府は出版条例によって図書を開いてはならず、つまりこの物語の流布を許可したことになる。しかも最初の絵草紙（伊東市太郎編輯・富田砂筵閣・中嶋亨齊画『相州奇談 真土晒月疊之松蔭』全五編、守屋正造刊）の第一分冊が早くも減刑決定直後の八〇年六月中に登場したことは、売らんかなの出版事情を差し引いて考えても、事件が巷間の注目を集めていた状況を浮かび上がらせるものと見てよい。また翌八一年六月以後、横浜や東京などで上演された芝居も大入りとなったという。¹⁸

近代的所有と〈公〉の問題化

負債者の主張するところをとれば、確かに長右衛門の「質地横領」は土地所有や賃借をめぐる従来の觀念から逸脱する不正であったに違いない。しかし壬申地券発行・地租改正により近代的土地所有の私権が〈公〉的に整備されていくなかにあって、長右衛門が債務償却を土地所有権移転（質地流れ）に求めたのは、この近代法制が追求する論理に沿うものであった。地券発行を補完する地所質入書入規則により、質地絡みの地券は基本的に

質取主（債権者）の信義として交付されていたからである。つまり近代私有制のもとでは、「持てる地主」こそが官許の正義を体現するものとなるのである。しかしこの国家による〈公〉は、それまでに維持されていた村落自治上の〈公〉ではない。

地券発行・地租改正事業の推進により、新政府は村落共同体内の土地所持をめぐる慣行―慣習法をのりこえようとしていた。そのため全国で土地争いが頻発し、神奈川県下でも地券名請けに起因する騒動が発生した。たとえ質地となろうと耕作地を生産者のものと捉える伝統的占有（所持）觀念は、この土地私有擁護の法制度改革によってその根底から揺るがされることとなったのである。「無年季有合次第請戻」のような扶助的賃借を保証する共同体規制としての在地慣行は、土地私有制の全国的確立によって駆逐されざるをえない。質取主たる長右衛門に土地所有権を認めた東京上等級判決も、真土村の「一種特別ノ村法」と「古来ノ習慣」の存在を類推しつつ争いの事情を斟酌しながらも、あくまで地券に記載された名義人が所有権者だとして村民を切り捨てている。借金さえ返せば土地を請戻すという言葉信じ、地券の名義を長右衛門とすることを「仮名受」と「心得違」した負債者は、法制度の「趣意ヲ誤解」しただけだということである。²⁰この時期、国家は土地争いの仲裁者という

暴力燦燦

〈公〉的役割から退場しようとしていた。仲裁の媒介となるのはただ私有擁護の法体系である。

「むろん地主小作関係はなにも明治維新後にはじまったものではない。地主制的土地所有はすでに一七世紀頃には胎動し、幕藩体制下でも商業的農業が盛行するにつれ各地で質地騒動が起きている。この事実としての地主制的土地所有は一七四四（延享元）年の田畑永代売買禁止令の規制緩和によって促進されたが、こうした趨勢が地租改正で最後の法認されたわけである。地租改正事業による近代的所有者の創出は、農村における実勢としてはなお一層の小農・小作農の没落と有力者への地所の私的集積を結果した。豪農・金貨に耕作地を質入れることで借財した質置主（質入主）の多くが土地を取り上げられ、小作農化していくのである。はしょって言えば、続く松方デフレのもとでは農民分解と地主制的土地所有の拡大がさらに急激に進行するのであった。政府は資本主義の原始的蓄積のためにむしろかかる「変革」を追及していた。

しかも、地租改正がもたらしたものは地主制的な土地所有の集積だけではなく、入会地（里山）などの元来共有地とされてきた土地の官有地化・私有地化がある。改正事業のなかで入会地が有力者個人の私有地として分割されたケースもあれば、伝来の書証や口碑がない場合は

- (17) 武田交来録、大蘇芳年画『冠松真土夜暴動（かむりのまつまどのよあらし）』（錦寿堂、1880年9月）。早稲田大学図書館が同紙をウェブ上で公開している（http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko11/bunko11_a0505/）。これらの絵草紙では長右衛門は憎々しげに描かれたが、のちに「開明的戸長」とする長右衛門像の追補が図られた。その最初期のものに時事新報の「明治の昔譚 真土騒動」があり、当時村役人だった平川徳二郎の「事件の以前は悪人視されてゐなかつた、一つには家柄と一つには学問もあり利巧者だといふので半恐れられてゐたものだつた」とする証言を紹介した。追補ないし訂正された長右衛門像は『大野誌』『怨親平等』に引き継がれている。
- (18) ただし『横浜毎日新聞』1880年6月13日付の記事には横浜湊座の芝居上演差止めが真土村民から県庁に出願されたとあり、その後の事情は不明ながら、翌年以降の芝居は事件直後の村民の意思を超えたものようである。この差止め願いが事実なら、多数の受刑者を抱えつつ減刑歎願と救援の運動に奔走していた真土村民にとって当然の対応であつただろう。
- (19) 法制度確立の推移としては、1868（明治元）年12月18日太政官布告第1096号による土地私有の認容（「村々の地面は百姓地たることを布告」）、71年から東京府で地券発行が先行しつつ、72年2月15日太政官布告第50号による土地売買解禁（「地所四民共永代売買所持ヲ許ス」）と同月24日「土地売買譲渡ニ付地券渡方規則」の制定が見られ、さらに7月4日大蔵省達第83号による全国民有地への地券発行・公証の旨達、翌73年1月17日太政官布告第18号（「地所質入書入規則」）があつた。そして7月の太政官布告第272号により地租改正が実施されていく。詳しくは渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』（山川出版社、2002年3月5日）が参考になる。神奈川県は地券発行に際して72年7月に「地券相渡候ニ付心得書」、9月に「地券心得書」を布達した。同県の状況については鈴木貴志「地域の慣習に関わる調査報告について」を参照。<http://e-souzoku.com/blog/090224koken.pdf>
- (20) 「東京上等裁判 判決情」（『市史』113）。なお判決日の日付は「廿日」とあるが、他の資料から30日ではないかとする推定が『市史』に示されており、後出註29の『探偵實話 真土村騒動』収載の「判決書」にも30日とある。

その多くが官有地に編入された。そのため民衆の生存闘争がこの領域においても持ち上がった。²¹⁾ 共有地から官有地へと強制転換された土地の多くが、さらに一八九〇年代末までに「御料地（御料）」（＝皇有地）として編入され、こうした上からの盗奪に抵抗する騒動も引き続き各地で起こされた。つまり事後的な使用权の保証や「恩賜」は、共有地をめぐる人々の憤激に対する天皇制国家の側の譲歩にほかならなかった。元来土地が無主物（あるいは生産者が占有するもの）であるとすれば、「恩賜」はただ盗んだものを恩着せがましく取り繕った倒錯的なものいいにすぎない。とまれ、かかる共有地の位置の転変は、国会開設までに皇室財産を急拡大させようとする岩倉具視ら天皇主義者の策動によるものであった。かれらは国会の手の届かないところに皇室財産を分離して、来るべき憲政から天皇大権を防衛しようとしたのである。この結果、一八八九（明治二二）年には「御料地は全体で一五四万町歩（一五五）あり」という事態となり、あるいは「明治十四年の皇室料地わずか六三四町歩は、九年後の明治二十二年には三六五万四千町歩に達した。²²⁾ 国有財産の皇室財産化は不動産だけでなく、八四年には日本銀行・横浜正金銀行の政府保有株式が、また八七年には同じく日本郵船の株式が「献上」され、かくして天皇家は日本最大の「持てる者」となった。

そもそも新政府は戊辰戦争に勝利することで、一八六七（慶応三）年来の朝廷―幕府間の「領地（領知）」論争に実力で決着をつけていた。すなわち、戦後に將軍・諸藩主を近世領主権者としていったん定立させたいで、改めて「領主」の地位を奪いつつ「王土王民」内部の家禄・賞典禄の受給者に転化させていったのであった（秩禄処分）。近世領主の全国的処分は、内戦終結時における將軍領・佐幕諸藩領の一部没収―直轄地化や、六八（明治元）年六月一日の政体書布告による府藩県三治制の制定（府県は政府直轄地）、一〇月二八日の藩治職制布告による三治一致、六九年六月の版籍奉還などによる「領地」進退権能の天皇への帰属が遂行されるなかで実現する。七一年の廃藩置県はこれら「領地」統合に依拠した地方統治の中央直結化の完遂であった。とはいえ全国「領地」の天皇への帰属は、全土を天皇のものとする王土論に依拠したものであり、民間における土地私有の法体系確立とは性質を異にしていた。当然ながら国土国民が天皇の所有物であれば、民間で私有権を設定することなどできはしない。それは土地所有をめぐる権能の入れ子状態もしくは二重権力状態になるほかないからである。つまり地券交付・地租改正の実現とは王土論の敗退にほかならない事態であった。こうして憲法制定までを過渡とする「領地」をめぐる

暴力燦燦

理念上の扱いは、日本では天皇が古来より公私を峻別して公的統治を行ってきたのだとする井上毅の「シラス（シロシメス）」国体論によって処理され、その論理のもとに〈皇Ⅱ官Ⅱ公〉の理念が宣揚された。しかしシラス国体論による天皇統治の正当化は帝国憲法の基本原理となるべきものであったものの、シラスはずの天皇の領有が私的なものとして〈官Ⅱ公〉から分離することで自壊した。すなわち八五年の皇室財産確立のための宮内省内部の御料局設置と、同年末の内閣制成立と宮内省の内閣からの独立による〈皇Ⅱ官〉の実質的切断がそれである。つまり国体論者の絶叫いかにかわらず、天皇家は私権者としての性格をあわせもつ鴛鴦的存在として立ち現れることになった。下からの民主化ともいうべき国会開設運動（自由民権運動）の隆盛への対抗措置として国家財政からの皇室財産の分離確立が強行され、その皇室財産の確立とはまた、天皇家の〈私〉的所有者としての地位を前提とすることによって、民間における私有権確立と軌を一にするものとなったのである。であればこそ、近代的所有制の確立のもとにシラス国体論的な天皇Ⅱ〈公〉権論があつたりと瓦解し、天皇家が頂点となる〈私〉的所有権者の理念的実在が形成された。裏を返せば、地券交付・地租改正は天皇家の莫大な財産を生み出すためにもなくてはならないものであった。その意

味で、生産地の使用・占有によって生きてきた者たちが保持しようとした相扶的な〈公〉と、天皇制国家による〈私〉の裏返りである近代的富裕者だけが構成する〈公〉（官がこれを保証する）は本質的に背理するものであった²¹⁾。

〈公と〈私〉の衝突

相州（神奈川県）の村落共同体に生きていた者たちは、土地私有法認の進行のもとにあつて真土村事件をどのように語つ

- 21) たとえば鹿児島県屋久島の住民は不漁のおりには島の木々を伐採するなど山海の稼ぎで暮らしを立てていたが、派遣官吏が地租改正を契機に口巧みに住民をおさえつけ屋久島のほとんどを官有地とした（屋久島全域で95%、山野原林で99%にも及んだという）。山林伐採を盗伐とされた屋久島住民の多くは困窮し、政府相手の係争を長きにわたって続けざるをえなくなった。住民側は1920（大正9）年の「不当処分取消並びに国有山林下戻」訴訟判決では敗訴するものの、共有地の強引な官有地化による人心の動揺を怖れた政府は翌年5月になると鹿児島大林区署に「屋久島国有林経営の大綱」（いわゆる屋久島憲法）を発令させ、国有林の一部を委託林として住民に管理運営を託し、その代償に一定の林産物譲与を設定した。しかしこれは幸運な一例にすぎない。
- 22) 大澤寛「御料地形成過程の一断章 大木真備の群馬県巡回と復命書」（『嘉悦大学研究論集』第48巻第2号）<http://ci.nii.ac.jp/Detail/detail.do?LOCALID=ART0007528245>
- 23) 色川大吉『日本の歴史21 近代国家の出発』（中公文庫版、1974年8月10日）。文庫版改版（2006年5月）でも同内容。
- 24) 下山三郎『近代天皇制研究序説』（岩波書店、1976年9月24日）によれば、1868年12月の佐幕諸藩処分による没収地は108万3400石。また中村哲『日本の歴史16 明治維新』（集英社、1992年9月9日）では、政府直轄地は廃藩置県の直前で860万石に達したとする。その内訳は皇室領12万石、旧幕領420万石、旧旗本領306万石、残りは反政府諸藩没収地と寺社料上地。
- 25) これを弥縫したのが井上哲次郎・元田永孚らの「君臣一家」国体論で、統治権者の〈公〉と民衆の〈公〉の矛盾を揚棄しないままの包摂を画策するものとして〈家〉が持ち出されていった。

たのであろうか。一八七八年一月二一日県令に提出された三郡正副戸長・村用掛ら一九五名の連名になる歎願書²⁶は、騒動について「一人ノ私怨ニアラスシテ一村一郷ノ公怨ナリ、一人ノ利害ニ関係スル者ニアラスシテ一村一郷ノ利害ニ関係スル者ナリ」と主張している。殺害にいたる暴力の発動は村民の〈公怨〉によるものだというのである。土地を詐取されたと観念した村民の、おそらくは死罪となる蹶起者を見送った心は怨みを晴らしたための犠牲を悲しんでのものに違いない。だが七人に及ぶ衝撃的な「暴拳殺戮事²⁷」は、結果として有期刑のみの報復で終わる。これは慈悲深さを演出する「御上」と、独自の〈公〉の論理を主張する民衆との一時的な手打ちでありえた。県令野村靖の言葉を借用しよう。

乍恐維新日猶浅ク民・刑法庭ノ規律漸ク調フニ近シト
イヘトモ、所謂慣行民法ノ規、猶未タ全タカラザルニ
似タルヲ以テ、此際最モ行政事務ノ障碍ナキニアラ
ズ、則チ前条真土村ノ如キモ銘々闔族ノ保護ヲ訴フル
モ、既ニ法律ニ依頼スルヲ不得、更ニ何レニ訴フルヲ
不知ノ姿ニ立到候儀ニ相見候間、何卒規律ノ外更ニ実
況御酌料有之、民・刑共更ニ内閣ニタイテ御評議被仰
付候様致度、則別紙共相添上申仕候²⁸（ふりがなは引用
者）

維新から日浅く、整備された法もよく定着しているとはいえないため、新たな法制度や他に出訴先を知らなかった村民のために「規律ノ外」の情状酌量を求めるという。さらに民事・刑事の内容についても改めてよく評議してくれと要請する。そもそも県令野村は「従来から神奈川県政を支えてきた豪農層の協力を前提に官民協調の県政を実践していた²⁹」のであり、県政上の仁慈は「御上」に吸い上げられることになった。こうして太政官司法部の意を受けた神奈川県が「私怨ヲ逞フシ又ハ賊心等ヨリ生シタル者ト其旨趣ヲ異ニシ」と事件の性格を規定しつつ減刑を宣告したのである。しかも無期から放免へとさらに寛典を与えた贖は、養親という「孝行」を重視する論理に貫かれていた。明治政府は幕府にかわる新たな仁政を展開する公儀―「御上」の顔を歎訴する民衆に見せたのであった。

元戸長を誅した行動に民衆が〈公〉の性格を雄弁に主張し、国―県がこれを認める。揺れ動く〈公〉の論理の暫定的な索出がここにはあり、さらに新政下の公民たる自己がそのなかで主張されているのである。しかし公民といっても幕藩体制のものとの人民ではもはやありえない。そこには変転しつつある〈公〉の性格をわが手に握もうとする七転八倒が投影されているだけだ。このこと

暴力燦燦

について亀井秀雄は次のようにいう。

忘れてならないことは、公民たる民衆もまたかれら自身が抑圧者であろうとしていた点である。蜂起することで抑圧追放や制裁を完成しようとし、それだけでなく、さらに苛酷な処罰がその相手に下されることを国家に期待した。その裏を返すならば、公民として起した行動は少くともその真情を聴きとけてもらおうことができ、情状を酌量した寛大な裁きを受けられるはずだと期待していたのである。結局国家と「公」の矛盾はその犠牲者に押しつけられ、もともと両者は無葛藤の関係にあるのだという仮構が成立する。⁽²⁸⁾

民衆の減刑歎願運動とその成就の意味としてなら、これは巧みに説明されたものと思う。しかし公怨を掲げた歎願の認容は、出発まもない近代天皇制国家と〈公〉の無葛藤を演出する仮構となりながらも、それが仮構であるがゆえに一時的なものでなければならなかつたはずだ。事実、のちに続く負債農民騒擾では同様の寛典はなく、債主殺害に対しては死刑が執行された（後述の露木事件）。真土村の四人の減刑については、政府高官の対応が当初否定的だった可能性も類推される。司法部は八〇年三月には寛典の基本方針を決めた⁽²⁷⁾とされるが、

『毎日新聞』（元横浜毎日、現在の毎日新聞とは無関係）に連載された『探偵實話 眞土村騒動⁽²⁹⁾』は当初の緊迫した事態を伝える。もちろんこれは先行の絵草紙を参考にした実話小説であるため、当然その内容を事実と見ることはできない。しかし法務官ならさもありなんという減刑否定の態度が活写されているところに注意したい。県令野村から情状酌量を求められた司法卿田中不二麿の科白は、「それは情實を聞いてら憫れむべき者か知らんか、法を執るに私くしの情實などは当司法省に於て取り上げる譯には往かん」。結局は減刑が決定されるため事実こういつたとも思えないが、それが問題なのではない。〈官〓公〉が〈私〉の情實に流されれば「他日の弊を醸す」と釘を刺し、「放火謀殺犯」を死刑に処す意向を司法省のトップが示したという実話のなかに、寛典に並行する治安維持方針が示唆されていることもまた問題となるのである。真土村の騒動以後、同

- (26) 『市史』152・伊藤昌治氏所蔵のものによる。前出註10のテキストと同文を歎願とし、続いて二倍ほどの長さの歎願書が付されている。引用した文言はこの歎願書中にある。
- (27) 大湖賢一「真土事件と民衆の土地所有観念」。野村県政の官民協調路線と太政官司法部の寛典方針の分析については同論文によった。
- (28) 亀井秀雄「内乱期の文学 農民蜂起とその主謀者の像をめぐって」（『明治の文学』、有精堂、1981年12月10日）。初出は『国語と国文学』第663号（1979年5月）。
- (29) 無名氏編『探偵實話 眞土村騒動』（金楨堂、1901年5月18日）。『毎日新聞』に連載された実話小説を二冊にまとめたもの。国立国会図書館近代デジタルライブラリーで後編だけ公開されているが（<http://porta.ndl.go.jp/Result/R000000008/I000114307>）、平塚市中央図書館が前後編の複製を所蔵する。なお減刑歎願運動のくぐりでは後編に収載された。

様の事件に減刑を認めない政府はあくまで、近代法理に納得しようとし、民衆の動向を睥睨した。そしてそれは新政反対一揆を徹底的に弾圧した方針に背離しないものであった。

しかし政府の対応の変転がどうあれ、伝えられる真土村騒動勢の事前の態度——「法犯なれども協議一決」を見るのであれば、〈私（私有）〉を剛直に展開しようとした長右衛門を自治的規範の破壊者とみなし、これを制裁するための〈公〉を装う行動に決死の覚悟が要求される事態に変わりはない。いうまでもなく新法をもたらした主体は、真土村民にとっては「御上」にはほかならない。だからこそかれらは村役場、警察署、裁判所、司法省というかれらにとっての為政者に愁訴した。しかしその結果は冒頭で述べたとおりである。したがって新しく立ち現れた統一国家への期待が騒動勢にあったかどうか疑問にも思われるのだ。仮に騒動勢に「寛大な裁き」への期待があったとしても、少なくとも、暴殺をどう裁くのだと投げ出すようなある種の開き直りもないまぜになつていたのではないか。そしてその無言の開き直りの先に減刑歎願運動が展開されたのだとすれば、事態はより暗い深淵を見せることになる。騒動勢は単に行動に激起したもので、構成されるわけではない。「抑圧者であろうとしていた」立場には、行動には参加しないまでもそ

れを支持し、地主Ⅱ金貸を「怨悪」を自ら招く者と認識した人間も当然含まれる。事件について警官に訊問されても口を割らない村民もまた騒動勢の一味である。真土村事件の場合、減刑歎願にくわわつた多数の民衆もまた、「一村衆民一致同心シテ一家一人ヲ悪ム」（歎願書）ことに事後的に連袂した一味にはかならない。歎願を領導したとされる正副戸長・村用掛らの心理は憐憫と危機の感得にあつたかもしれないが、小前衆はただわがごととして事件を受けとめたはずである。だから歎願書は、共同体内の階級的異同を一時的にのりこえる一味同心の連判状の意味をも持っていたのである。そこには生活と自治のために一揆を結んで起つ百姓としての残存する心がかろうじて表出している。制裁の実行者が事前に多くを語らなかつたのに対し、助命を願う同心者の雄弁さが意味するものは、無告の暴力を社会的強制力へと転化するための論理でもあつたのではないかということだ。「公怨だから罪をまけろ」という論理は神妙な口調でありながらも、いわば過渡的な暴力の容認を要求する嗷訴そのものではないか。もちろん歎願は強談判ではないが、死者の復活を求める愁訴は県令を動かし、慣習法と新法の衝突まで語らせた。遠く中世の荒法師の嗷訴では神仏の威力が担がれ、あるいは幕末期の世直し騒動では独自の大明神が降臨させられたが、近代成立期の真土村

暴力燦燦

と近隣の民衆は、ただ仲間の命を担ぐことでようやくその訴えを吐き出すことができたのである。

暴殺の首謀者とみなされた四人は、減刑に際しても「素より死を決したる身なれば、一人不服なく服役に就き居たり」という態度であった。その一人である伊藤音五郎はその服役態度と職能をもって牢名主に推挙されたといひ（後出『怨親平等』）、また四人以外の冠峯松は一八八五年八月一日神奈川県典獄より「真ニ遷善ノ者ト信任ス」と「賞表」されている（『市史』180）。かくのごとく受刑者の態度は善道に復したとされたのである。これは秩序の復旧を求める国家とその後を生きるほかない人間の合従といつても過言ではない。暴力の発動が一定の条件のもとで〈善〉に転換される道行きに国家の側もまた帯同したわけで、事件の衝撃力はそれだけ甚大であったということができよう。また八二年二月に放免帰郷した冠弥右衛門は二年間の農事ののち、「發企の身を以て同志より先に出獄せしは同志に對し不本意³⁰」と息子友吉に告げ、獄死者と松木家を供養するために八四年三月に出家して諸国を巡礼し、八八年に罹病して帰郷、一二月に隣村八幡の長善寺にて歿した（享年四五³⁰）。受刑者のすべてがこうであったわけではないが、少なくとも行動を發企した者の態度は明瞭である。出獄ののちも弔いのために世捨て人たらんと發心し、仏門のうちに病

死するという道行きには、やはり覚悟のほどが確認されるべきであろう。〈私〉の暴力に対抗する自分たちの暴力については「死を決した」覚悟を示すだけで、それ以外はほとんど語らないまま襲撃に立ち上がった心意——あるいは痛憤のあとに来る悲苦を、本来なら死んでいたはずの生を「世間」の外に生きることです。ここに揺らぐ〈公〉への言及はない。「御一新」のもとの〈私〉の起動に対峙した自らの激しい暴力を前にして、ひたすら沈黙の反芻が残されただけなのである。殺された長右衛門らはここに冥福を祈念されるばかりの御霊^{ごりょう}となるほかはない。

流転する暴力とその圧殺

真土村事件の裁断後も、富裕者に抗する者たちの暴力はやむことがない。真土村の激震から六年、同じ神奈川県の高利貸露木卯三郎と養子磯町^{いそまち}で殺人事件が起きる。一八八四年五月一日、大磯宿にある旅館川崎屋で同郡一色村（現中郡二宮町）の高利貸露木卯三郎と養子幸助が斬殺されるのである。襲撃の徒党は足柄上・大住・洵綾三郡七ヶ村にまたがる一人

(30) 前出註9の「先代 冠彌右衛門事蹟」では「同志中獄死せし人の亡魂を弔ひ、又松木一家之菩提を慰めん」と出家遁生思立、明治十七年三月鎌倉浄土宗大本山光明寺の徒弟と成り、黒衣の身となり、四箇年之間諸國廻禮なしたり」とあるが、丸山清「常光寺と真土騒動の關係について」は藤沢本町の同宗常光寺での出家とする。後者は明治二一年の項に「積譽累本善成法子 十二月十五日 累ヨ達成上人徒弟 真土在 冠弥右工門事」と記載された常光寺過去帳による考証のため、そちらが事実であろう。弥右衛門は同寺住職の累善上人に入門したのち、再建中の本堂のために修行のかたわら托鉢勸化に参加したという。

あつたとされた（のち三人釈放）。一色村民がこの実行行使に加わつていなかったのは、同村の卯三郎宅を同時に焼討ちにする計画があり、その一隊となる手はずだつたからだという。一八日付の『東京横浜毎日新聞』によれば「連累は二三百人」で、「大磯の方が刻限を早く発し為に早くも警察官の多数駆け来りて卯三郎の居宅をも守る様なりしかば居宅の方は遂に発するを得ざりしなり」。真土村の負債者連累は一村のみ六五人であつたが、露木事件の場合は三郡七ヶ村をまきこむ数百名規模の大騒動へと発展する可能性があつたのである。しかもこの事件にはまえぶれがあつた。すなわち、八三年一月一四日には大住郡子易村四〇人余が竹槍をもつて同村丹沢山に集合して騒ぎ、また八四年三月一六日には大住郡・足柄上郡の村民が大住郡土屋村の七国峠に集会し、どちらも出張警官に説諭されてようやく解散するという胎動が認められるのである。¹¹ いずれも卯三郎に負債をもつ在地民の大衆的示威行動である。行動の集合性は卯三郎が手広く金貸を営んでいた実勢の反映にほかならないが（負債圏は六郡に及んだという）、示威にとどまらずついに「打殺す」べき対象とまでかれが憎まれたのは「強欲不仁ニシテ頗ル奸悪」のためだとされた。

露木事件の前後には負債農民の騒擾事件が相次いでいる。金融会社（銀行）や高利貸などの債主に対し、農民

たちが負債の据置き、年賦払い、利子の減免を要求して蹶起していたのである。それは、八一年以来の松方財政によつてもたらされた農村不況に困苦する小農や半プロレタリア（日傭）となりつつある者たちの対抗的な闘争にほかならなかつた。デフレの直撃で農作物の価格が下落し日銭稼ぎの小間仕事もなくなる一方では、高利がふくらむばかりの借金の方をなんとかするしかないというのが、「自由」な経済に翻弄される人々の素朴な勘定であつただろう。その勘定は徳政幻想に行きつくが、行動の発動がやはり一味同心の論理によることは看過できない。行為の一致に一揆という同志的約定があることは大衆蜂起の重要な契機であるからである。しかし「財産所有権、営業の自由、契約の絶対性、権力の私権領域への不介入」¹²を原則として立つた新政府は救済を行わない。減刑が認められた真土村の騒動でも、救済はあくまで刑事事件処理の範疇にとどまり、その後の土地処理は民間での揉めごととして一切動いていない。真土村の小前百姓が土地を奪還できたとしても、具体的には支援者を通じて間接的に買い戻さなければならなかつた（負債者はそのための融資をまず小田原第四十四国立銀行、ついで県から受けた）。「徳政」の実現は、県からの無年期融資が焦げ付きそうになつたときにその一部切り捨てが認められたにとどまつた。そして土地買い戻しの代償とし

暴力燦燦

て負債者は長く借金に苦しみ、融資返済のために相互扶助Ⅱ牽制的な節儉法を議定しなければならなかった。つまり生存のための新たな共同体法が衆議によって生み出されながらも、経済原理をめぐる闘争としては敗北したまま騒動は終熄していたのである。

なお露木事件が生起した一八八四年は、神奈川県下の負債農民騒擾がもつとも高揚した時期にあたる。武相困民党といえは武蔵・相模の国境と八王子一帯がその根拠地として知られるが、県西南部にあたる大住・淘綾両郡もまたその高揚に寄与する震源地であった。八三・四年は、いわゆる困民党・借金党などが一府一五県を揺るがせた時期でもある。負債農民の対抗闘争といつても、その要求は慣行―慣習法に則るものであった。「借りたものは（利子をつけて）返す」のが当然という現代の「常識」からすれば、救済を強請しようとする慣行はいかにも非合理・不法なものと感得されるところだろう。けれども当時の負債者にとっては、生活と自治を破綻させるほどの「自儘」（自らの思うままにすること）の高利や質流れの設定は、非道の所業と観念されたのである。これに対する論理は、扶助的な賃借規制を村法として富者を縛る状況への回帰をめざすものである以上、前近代の村落自治の論理と相通じていよう。しかし松方デフレという危機にあつては、小農の側もまた自己を土地所有者

として強く意識しつつあつたとする分析もある。土地所有の法認は「多くの農民に土地所有意識を芽生えさせ」、土地は「経営拡大のための担保として積極的な役割をも持つようになった」というわけである。しかし自儘への憎悪が負債農民騒擾に存在する以上、小農の近代的私権者としての離陸はなお慣習的自治への回帰願望という相矛盾する指向と混交する状況にあつたとしなければならぬであろう。とすれば、この時期の負債農民騒擾は、近代的な自由経済原理と伝統的な連帯経済原理との闘争の極限的表現というだけでなく、闘争主体の位相からすれば前近代からの変化の受容もなまぜになつた危機的表現であつたということができる。負債者の闘争は、質置主が窮迫したから引き起こされたというだけではその本質を探ることとはできない。闘いの根底には近代的所有がもたらした富裕集中への過渡的対抗原理があつたわけだが、しかし依然として、負債減免という即物的な要求とともにその背後にある（相扶的経済の破壊）への伝統的な怒りは看過しがたい。

- (31) 阿部安成「不穏な死体の存在 近代日本の規範秩序と暴力への試論」（『一橋論叢』第122巻第2号、1999年8月号）<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/10632/1/ronso1220201500.pdf>
- (32) 「歎願書」（義塾所蔵、『大井町史 資料編 近・現代（1）』2000年3月）。なお同資料と後出註33の資料の存在については大畑哲『統かながわ自由民権探索』（夢工房、2008年5月3日）に教えられた。
- (33) 鶴巻孝雄「近代経済原理への反発 困民党・米騒動・小作争議」（『日本20世紀館』、小学館、1999年2月20日）<http://www.006.upp.so-net.ne.jp/tsuru-hp/konmynn/k-syougakukann.htm>
- (34) 稲田雅洋『日本近代社会成立期の民衆運動 困民党研究序説』（筑摩書房、1990年12月17日）

ところで真土村事件の行方は、債務に苦しむ人々にある契機をもたらしたはずであった。暴力の発動による債主屈服の追求である。そしてこの暴力には段階があった。通常の交渉のあとに来るものは、苦し紛れの恐迫とそのための嘯集^{しやうしゅう}である。露木事件にいたる負債農民の予備的な集団行動も、ある意味では債主に翻意を促す示威でありえた。それらの前段階的行動が殺害という物理的な暴力にまで飛躍したことは、やはり借金の返済猶豫を容れなかった卯三郎の自儘を憤怒にかられ粉砕しようとする試みであつただろう。それほど松方デフレがもたらした農民の分解は激しいものがあつたのである。小作地率をおよそ一〇年ごとに見ると一八七三年の二七・四%から八三・四年期の三五・九%への増加がもつとも著しく、九二年に四〇・二%に達したのち、第二次大戦後の農地解放まで四〇%代後半を推移した。こうした急激な分解(階級分化)のなかで、土地そのものから溢れた人々(潰百姓)は日本型資本主義確立の動力となるべく農村から押し出されていく。しかし町に稼ぎ口がない者は村落にとどまりつつも、糊口をしのぐために日傭に流動せざるをえない。卯三郎を債主とする数郡の村民一人ひとりが具体的にどのような人々であつたかは明らかでないが、資本主義の揺籃期にあつてかれらは収奪される側の人間であつたという以外にない。とはいへ、

かれらは一揆を結ぶことで集団としての自己を駆動しえたのであつて、ただ収奪されるだけの存在ではなかつた。負債者は流動しながらも、蹶起する主体として確かにそこにいたのだ。

しかし政府はもはや特赦を認めない。一八八四年一月一八日、殺害の実行者として起訴された小島直次郎、大原儀三郎、夏苺広吉、相原文次郎、関野伊右衛門、小林浅五郎、加藤民五郎、守谷瀧造の八人は横浜重罪裁判所で死刑を宣告されるのである。大審院への上告も翌八五年六月二七日に棄却され、早くも八月一日には八人全員の死刑が執行された。この騒動では大住・洵綾・足柄上下・愛甲・高座の六郡に及ぶ減刑歎願運動が生起し、「衆人ノ為メ二十名ノ者等身命ヲ棄テ(中略)凶器ヲ持テ人ヲ殺害スルト雖モ他人ニ損害ヲ及ボスヲ恐れ、力メテ白昼ニ事ヲ謀リタル等ハ又悪徒衆集シテ良民ヲ害シ、財ヲ奪等ノ比ニアラズ」と主張したが、助命はかなわぬ夢と打ち砕かれた。真土村の騒動勢を助けた野村靖は八一年駒通総監に転じており、後任の沖守固^{もろまか}は武相国民党を鎮圧する県令であつた。なお、横浜重罪裁判所に対して独自に寛大な処置を歎願したという卯三郎の遺族は、最長二五年賦・無利子の猶予と、一括返済の場合の三五%から八七%の減免を債務者に提案している(取引年度ごとに減免率が異なる³⁵)。露木事件の騒動勢は公怨

暴 力 燦 燦

を認められずに刑死しながらも、負債者連累に経済的困苦の軽減を残していったのである。刑事上の決着と負債の整理という点で、真土村事件とはちょうど逆の構図となる幕引きであった。

露木事件の騒動勢について、真土村事件の減刑を見て甘い期待をしていたのではないかとする推定がある⁽³⁵⁾。確かに真土村七人殺しの減刑という決着は、神奈川県下の負債農民に驚きとともにある期待の感を抱かせたのかもしれない。露木事件裁判が大審院までいきついたのは弁護人主導の闘争によるものか、あるいは被告の意志が勝ったものか。しかし騒動勢がせつばつまったその先に死を覚悟していなかったとすれば、事前に連判状に血判していた同心の意味を読み取ることが難しくなる。蜂起の連判は基本的に死を前提とする同志的結合を誓言するものだからだ。なぜかれらは血盟して二手に分かれて行動する計画さえ練り上げたのか。「強欲不仁」を制裁することに、慣習的な〈公〉の性質が「御上」に看取されることへの期待があったとは考えられる。しかし獄外の歎願運動が不発に終わるように、真土村に続く暫定的〈公〉の創出の試みは破産した。早期処刑という政府の断固とした対応には、負債農民騒擾の基盤となる徒党を未然に防止しようとする意思を見なければならぬ。徒党・強訴・逃散の禁止を掲げた五榜の掲示が一八七三年

の高札制度廃止とともに人々の記憶から薄れゆく時期にあって、それは再度の警告の意味を持つものであった。

しかも露木事件の死刑判決から確定までの間には、反政府武装蜂起にいたった秩父事件がある。明治国家は全国に散在する負債農民たちが部分的に政治闘争に合流していく動きを睨みつつ、民衆の暴力を徹底的に弾圧することで危機を乗り切ろうとしていた。負債農民騒擾が小農の自律的運動であったとすれば、露木事件の処断は、「自由民権」の思潮を認識しえた知識人と、伝統的秩序への回帰指向、あるいは未だ見ぬ新たな自治を要求する混迷のなかでもがくしかなかった負債農民とを分断する治安維持の方策であった。たとえば自由党機関紙『自由新聞』の一八八四年一〇月二六日付社説は、福島事件・新潟事件・加波山事件を「自由ノ敵」と決めつけつつ、「貧困党」を「国家心腹ノ病」と評して動揺している（露木事件加害者への死刑宣告は一八日）。「国家心腹ノ病」とは貧民が復讐主義に陥って破壊集団になる危険性だというの

(35) 『借入金年賦契約証』（近藤巨氏所蔵、『綾瀬市史3 資料編 近代』2005年3月）。この契約証によれば、借入金取引の開始年度が1880（明治13）年の場合は25ヶ年賦への繰り延べ（一括返済するなら元金100円に付き13円に減免）、以下同様に81年度は20ヶ年賦（100円→20円）、82年度は15ヶ年賦（100円→30円）、83年度は10ヶ年賦（100円→50円）、84年度は5ヶ年賦（100円→65円）という約定となった。

(36) 大畑哲の一連の所説。『神奈川の自由民権運動』（新かながわ社、1981年11月10日）の「燃えさかる農民騒擾」の項（初出は地方政治新聞の『新かながわ』）、『相州自由民権運動の展開』（有隣堂、2002年9月25日）の「露木事件の歴史的意義」の項（初出は神奈川県高等学校教科研究会倫社政経部会編『倫社・政経研究』6、1973年）、『続かながわ自由民権探索』の「露木事件再考」の項など。

である。秩父困民党は自由党中央によるこの貧民罵倒の直後に蹶起した。だが窮迫するものの集合には、動機としての窮迫のみならず集合それ自体の論理がある。繰り返すと、人は窮迫だけで蹶起するのではなく、相扶的・自治的な生活者集団の論理が脅かされるがゆえに起つのである。それは相互に縛る規範のなかで、一時的にその縛りさえ突破するような結合の論理にはかならない。一揆的结合による蜂起が非日常的な集合をもたらす地平において、既存の支配関係とは無縁になろうとする自律的な秩序への指向さえ見られることもある。ともに蹶起して死ぬということがその共約あるいは共軌の関係を顕示する。瞬間的な生の燃焼と死への道行きは、全員に平等な時間をもたらすのである。

怨念の沈澱と反復

自由民権運動に参集した知識人層がどうあれ、負債農民は独自の視点をもって露木事件がどのように裁断されるかを注視していた。そしてこれ以上の債主殺しは許さないという政治権力の明確な意思表示を受け取ったはずであった。実際のところ、あとに続く神奈川県下の負債農民の闘いは一線を越えることを思いとどまっている。しかしかれらは暴力を手放したわけではなかった。松木長右衛門と露木卯三郎という「債主の死」の事実とその

記憶——阿部安成はこれを（そこにあった死体）と言表する⁽³⁾——を恐迫の手段として「活用」していくのである。この恫喝が実効するならば、長右衛門と卯三郎（と一緒に殺された犠牲者）は御霊として担がれたことになる。肉体の闘争に敗北した金貸とはいえ、一種の禍津神^{まがつかみ}として使役される事態はあまりに酷烈である。だが同時に負債農民もまた勝ちほしない。

露木事件による債主暴殺の再現は、土地所有や賃借をめぐる争闘の磁場となった農村社会にあつて、債主に對する恐迫にある種の転換をもたらした。たとえ殺害に及ばないにしても、その可能性をおわせることで債権者を恐慌に陥れて負債軽減の目的を遂げようとする動きがそれである。捨て身の戦法と見せかけた条件闘争への純化という転換。時として債主制裁をも追及した負債騒擾は、もとより条件闘争を前提とする闘いではあつた。しかし真土村事件にせよ露木事件にせよ、その爆発的な行動は自らの死を予感するものであつたはずだ。だからこそその闘いは条件闘争と暴動が融合する、あるいは未分化なままの不確かな蠢動としてやがて顕在化するほかなかつたのである。そしてそれは確たる方図を持たぬ「妄動」とはいえ、その怨念の先には能動的な生存権を確保しようとする限りにおいての、下からの変革の論理が芽生えようとしていたのではなかつたかと思わ

暴 力 燦 爛

れる。連判はその同志的結合の証であり、嘯集の怒号は言葉にならぬ新たな相互制約＝扶助的〈公〉の創出を見んがためのかげ声であつたといえは妄言にすぎるのであるうか。しかし後述するように、その相互主義のなかにはおそろく被差別者は未だ含まれていない。

二つの暴殺事件ののち、負債農民は公怨を殺害で果たすという極限から撤退することで、目に見える成果を獲得しようと目的意識的に動きはじめる。そこでは積年の怨みはカタストロフとして昇華されず、負債軽減を喝取することでの鬱積が一時的に棚上げにされる。そして棚上げにされた怒りは怨みに転化し沈澱していかざるをえない。こうしてあとに続く神奈川県下の負債農民は札・投げ文を携え、また集団示威を自ら組織し、その一部は年賦軽減などの債主の譲歩を引き出していった。かかる動きは一八八五年一月の武相困民党弾圧まで継続した。それが手段としての威嚇にすぎなかったとしても、おまえもしいには死ぬぞという脅し文句や、焼討ちをほのめかす文言を書き付けた貼り札・投げ文に直面すれば――たとえば富農合資の金融会社である共伸社社長の梅原修平宅（大住郡尻村）には、火札とともに「津、かな起命ハきのふ共伸社あすハ露木の友となる身ぞ」と書かれた紙が貼られた――金貸や金融機関が「狼狽一方ナラス」の恐慌に陥るのも無理はない。それは、誰もが生

きられる条件としての相互主義的關係を〈公〉の内実として社会に強制できない怨念の表現であつたが、そのために顕示される〈殺して生きる／死して生かす〉という激烈な想念に人は撃ち抜かれる。しかも暴殺の記憶が喚起されることにより、相州郡村のなかに「人心恟々」の動揺もまた広がっていった。債主の一定の譲歩は村落の動揺に包囲されたからこそのものである。そしてその動揺のもとに自らもまた追いつめられる負債農民たちは、暫定的な、しかも僅かばかりの成果を手にして集合を終熄させていく。あるいは何も果たせずに日常に還っていく。

しかし大日本帝国の行く末には、新たな行き場を求めると集合的憤怒の発露が待ちかまえていた。帝国国家は富国強兵の帰結としての対外戦争ののち、手痛いしっぺ返しを食らいはじめる。日清戦争後の先駆的労働争議の登場（日鉄機関方争議は一八九八年二月）や、日露戦争の講和条約締結に反対する日比谷焼討ち事件（一九〇五年九月五・六日）、東京の電車値上げ反対騒乱事件（〇六年三月一五日）などの都市暴動への直面である。社会主義者が一斉に「表舞台」から撤退せざるをえなくなった大逆事件（一〇年）をはさみ、名古屋でも電車焼討ち事件が起きている（一四年九月六日）。これら以外にも政治的課題に交差する都市民の直接行動が浮上する。憲政

(37) 『神奈川県史 資料編11 近代・現代(1) 政治・行政1』、資料番号104の「騒擾事件と行政取締報告書(4)」

擁護運動によるいわゆる大正政変（一二・三年）とシーメンス疑獄事件（一四年）に際しての暴動がそれだ。前者では警察署・交番・国民新聞社の焼討ち、後者では国会議事堂包囲、警官隊との衝突、突入未遂となった。流動する無名無告の都市民は、やはりただ窮迫だけで蠢動したのではなかった。

これら都市暴動の主たる担い手は、日本資本主義の確立期に大量に生み出された労働者や都市に溜まる貧者であっただろう。明治期にも一貫して続いた小作争議・米騒動、労働争議もまた日本型産業革命の落し子が担った。ところが日比谷焼討ち事件では、無賠償講和に対し、生活を犠牲にしてまで支持した戦争の勝利にふさわしい還元がないというので政府を攻撃する態度を暴民が突きつけ、内務大臣官邸、国民新聞社、警察署・交番などを襲撃して戒厳令発令にいたった。侵略に増長するような膨張主義的な人々の態度には暗澹たる思いで批判するほかないのだが、暴動には戦争がもたらす生活破壊に反撃する意味が内包されていたこともまた確認されよう。畢竟、それら幾度となく現れる暴民は、富国強兵がたもたす不可避的な与件——官に紐付く（私（私有））の横暴の圧倒的拡大——のなかで資本主義の大勢に逆流する形で自己を表出した。押し寄せる秩序の転換のなかで粗暴とならざるをえない人々は、「今の生活難の根本

は為政家の無能と学者の腑甲斐なさと、之に加うるに富豪の驕奢専横を以てするからである、此に到ると狂人染みては居るが大塩中斉などは一隻眼を有して居ったと思う、諺に享楽以外に理想のなき国民は必ず亡ぶると云う」（『東京朝日新聞』一九二二年七月一八日）などと高見から罵言される状況に対決し、自ら起つ主体として登場しようとした。つまり物言う知識人の「底辺」への勝手なまなざしがつくりあげる、社会変革主体が存在しないという活字媒体上の言説状況に対し、「享楽以外に理想のなき」という虚像を打ち消すかのようにして、蹶起主体としての自己像を社会に繰り返し刻み付けたのである。

無告の人々の闘争という意味では、大正デモクラシーのなかに位置付けられてきた一九一八（大正七）年七月・八月の米騒動にしても同様であり、それは村落に生きる人々と都市に流動する人々による、諸物価暴騰に抗する意図せざる共同行動となった。そしてここに来てようやく、被差別部落民の大衆蜂起への集団的合流が圧倒的事実として勝ち取られるのである。人々は侵略に乗じながらなおもがき苦しむ帝国主義本国人としての矛盾のただなかにあったが、第一次大戦の戦争景気に沸いたのは一握りの産業資本家・金融資本家たちなのであって、労働者・雑業従事者は「分けまえ」に与るどころではなかつ

暴 力 燦 燦

た。多少の実入り・賃上げがあったとしても物価騰貴に無化されてしまうのである。農山漁村においても貧者の事情は変わらない。大戦景気による物価騰貴については、日銀が一八年二月に公表した調査結果を新聞各紙がこぞつとりあげたほどだった。しかもそれから七月にかけて米価はさらに二倍にはねあがるにもかかわらず、新聞はシベリア出兵をにらんだ商社・米商の買い占めにははつきりとは言及しない。しかし人々は小売り店に目を奪われつつも、投機に狂奔する存在を誰に教えられずでなくかぎつけていた。

騒動の発火点となった富山県新川郡魚津町の漁師の「女房連」⁽³⁸⁾にしてみれば、それまでに何度も米騒動を経験してきた前例にない一揆の論理によって自発的に行動しただけだったのであろうが、七月二三日に実力で米の汽船搬出を阻止したことはその慣習的判断の正しさを示している。これがいったん新聞に報じられるや、八月一〇日の名古屋・京都の二都市の大行動を通過点として騒動は期せずして全国に爆発した。そしてその伝播を支えたものはどこでも、工作者はいたとしても——結果を呼びかける無名の貼り紙などがあつた⁽³⁹⁾——誰にも指導されない、あるいは相互になら行動を指図しあう無名の「集合心性」(G・ルフェーヴル)だったのである。だからそれは漁師町・農村であればなお一揆の論理、都市で

あれば見えざるモツブの論理によるものとして現れた。相互に見知らぬ分断された者どうしが、行動の極限状況を同じくすることによってやがて大きな地殻変動を形成していくという逆接的結合がここにはある。行動の単位としては党を与するにすぎないが(もつともこの場合の党とは徒党のことで政治組織を意味しない)、徒党という単位と行動の連鎖が広がる時、行動主体がやがてばらばらに還つていく日常にあつても消えようとならない確信がもたらされる。それは「おまえもあの時ここにいた」という連鎖する信頼とその記憶である。

留意しておきたいのは、特に都市暴動では大量の検挙者・下獄者を出していることだ。集合の内実はともかくとして、弾圧があつてもなお量的な飛躍があつたことは、共鳴を呼び起こす民衆の胎動が群れとしての新たな内容を獲得しつつあつた状況

(38) 1918年7月23日、富山県新川郡魚津町の出漁する夫たちの留守を預かる「女房連」46人は、仲仕の消極的協力もあつて魚津港で富山県産米の汽船による積出を実力で阻止した。この騒動はすぐに近隣に伝播し、まず新川郡東水橋町・西水橋町で8月3～5日にわたって「女房連」300人が活動、そして6日午前0時すぎに同郡滑川町でやはり女たちが結集して仲間を呼ばわつた。その結集形態について『大阪朝日新聞』(7日付、高岡電話)は、「6日午前零時頃かねて謀し合せしもの如く同町漁師町の細民家族は期せずして裏浜に集合し直に手分を為し各戸を叩き起し『お嬢出ぬか』と家族の出動を連呼しつつ全町を戸毎に訪ずられたれば忽ち三百余名の一大集団を形造りたり」と報じた。記事タイトルは「女房軍愈猛る」。

(39) 吉田健二・小宮源次郎「広島県の米騒動に関する新史料 「不穏の文字の貼紙」5枚」(『大原社会問題研究所雑誌』第609号、2009年7月)で紹介されている貼り紙の一例を見ると、「福山市民ニシテ年齢拾八才ノ以上ノ者十四日夜十二時ノニ公園下ニアツマルベシ」(ノは改行、無署名)。福山市の米騒動はこれで一気に先鋭化したという。<http://cohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/609/609-05.pdf>

を照射している。とりわけ一九一八年米騒動は、軍隊を
出動させるほどの〈無秩序の秩序〉を全国的に醸成した。
数え方によって異同があるが、井上清・渡部徹らの古
典的労作『米騒動の研究』（全五巻、有斐閣、一九五九
（六二年））によれば、騒動発生地域は三八市一五三町
一七七村、参加者数一〇〇万人以上、軍隊出動地点
一二〇、動員兵数九万余、無風地は四県のみという怒濤
の状況となった。この全国暴動の秩序は、国家にとって
はあつてはならない無秩序にほかならないが、行動する
仲間うちでは助け合うという一つの関係を体現するもの
であつた。そしてそれは人が持ちうる水平的秩序への指
向の現れだったのである。その自生的・自律的な秩序が
たとえ一時ではあれほとんど全国を席卷したことに、妄
動の新たな地平が隠されている。

では、行動中に「身内一党」の者が検挙されそうに
なつた時、実際にされた時、人はどうするか。

「仲仕（宿）へ押しかけた」「数日間」「蒸気（船）が
来る時を仲仕の男衆がかかたちに連絡してくれた」
（仲仕の過半は縁故者）「米の積出時におしかけ、（仲
仕に）つながっておさえた（米）」「晩に積み出すこと
になつた」「このときも、仲仕は女衆にしらせてくれ
た」「晩の出荷時に再度襲撃して、（米を）おさえた」

「一晩中の坐りこみ、見張りもやつた」「警察の干渉と
なつた」「男のひとが一人、大町の〇〇小路の青物屋
さん、女が何人か拘引された」「警察へ女衆が押しか
け、その男はなんにもしておられんがや、その男をつ
かまえるのなら、わたしらをつかまえて下はれ！」と
がなりたてたら、解放された」「汽車で米を出すとい
うので、停車場道へ行つて荷車をおさえた」

（立花雄一による母江口つたからの聞き書き⁽⁴⁾）

以上は魚津町「女房連」四六人のうち一人の記憶によ
るものだが、その行動のなかに仲間に関連しようとする
心が現れている。立花雄一がいうように、それは「情と
責任を知る」ことにほかならない。あるいは魚津町・水
橋町から伝播した群衆の行動の一つとして、

七日夜金川宗左衛門方を襲いたる群衆の内不穩の行動
をなしたる若者二十余名は即時滑川署に引致取調べた
るが之等の家族等数百名の群衆は入り代り立ち代り押
寄せ来り警察の処置を罵り騒ぎて附近の道路は一時交
通杜絶身動きもならざる有様なりき

（『東京日日新聞』一九一八年八月一日付、九日高
岡電報）

暴力燦燦

という報道がある。「家族等」と記録されたが「騒ぎ」は滑川町の女たちが主力となったものだ。この心意も同様であろう。「不穩の行動をなしたる若者」であれ、行をともしたものは見捨てないのである。もちろん助けようとして失敗することもあるに違いない。それでも人は逆境のなかで「罵り騒ぎで」動き回る。

このようにして残された記録を一々ひもといてみれば、ちよつとした行動で仲間が逮捕されそうになればかばいあい、逮捕されれば抗議・激励のために警察署に急行し、あるいは（歎願ではないが）救援活動に奔走した記憶がよみがえる人もいるだろう。時代状況に違いがあれ、苦し紛れに軽拳妄動する者たちの心理はいつの時もほとんど変わらない。相扶の実践としてある（公）の形成が果たされなければ怨念は反復する。そしてその反復のなかで顕在化する一味同心に生きようとする——それが弱肉強食を地で行く競争の世界にありながら、その「万人の万人に対する闘争」状況に対して真逆となる相互規範的な共同性をもって当たろうとする、つまり状況に逆接的に接合するということの意味するところである。

反撃の暴力と差別

これまで大雑把にいくつかの大衆的な行動や運動をと

りあげ、その叙述に際して官側が与えた言葉を無前提に使用してきた。「騒擾」「暴動」「暴徒」「暴民」「徒党」そして「暴力」。しかしこれらの言葉は社会の分裂、ないしその変革を追求する動きのなかで捉えられた記録の言葉でもある。したがってこれらの言葉は、言葉を駆使用する者自身の、そうした動きの中でいかなる立場をとるのかという態度をあぶりだす性質を持つている。真土村事件や露木事件の騒動勢が自らを「暴徒」「暴民」と呼んだことはない。また「義徒」「義民」と呼んだこともない。行動の性質をめぐる言表についてもあとから来る者たちに任せ、その行動のための約定について慣習的秩序を反復させただけである。衆議一決と連判は行動のための「同心」に必要な手続きであり、かかる態様があとになって「発見」され、事後の秩序回復に必要な物語のなかで様々に脚色されていっただけだともいえよう。したがって「暴徒」「義徒」といった対極にある言葉の振幅はいつも、行動をあとから探索する者の立場性の分離を示した。ある行動や運動について「暴」を冠して祖述するとしても、その「暴」をとりまく諸相について顧みることもなく、ただ法に頼るだけで先験的に悪と決めつけてこと

(40) 立花雄一「横山源之助と米騒動」（『大原社会問題研究所雑誌』第487号、1999年6月）<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/487/487-3.pdf> 一点細かいことをいうようだが、「男」とかいて「ひと」と読ませるのはどうか。仮につが「ひと」と撥音したのならそう著せばよく、あるいは「男」を意味する言葉の撥音であったのならそのまま著せばよい。文脈からして女衆の行動が男一人の救援にも向かったということであれ、「女が何人か拘引された」という語りは無碍にされるべきではない。

足れりとする立場をわたしはとらない。もちろん個々の行為の内実については是々非々で判断する以外にない。しかしたとえそれらが「暴力」的性質を持つものであるからといって、人々の苦闘のすべてを無化することはできないし、そうするつもりもない。ただ「暴徒」「暴民」と決めつけられてきた者たちの闘いの内実にもそのまま追りたいと思う。

過去の事件を「史実」としてどう描くのかという問題は、そうする者の現時的な立場性を暴露する。その意味で、わたしはここで二〇〇八年六月に爆発した何十回目かの釜ヶ崎暴動について言及しなくてはならない。この暴動について、合同労組の一員として匿名で「反撃の「暴力」を肯定する」と支持を表明した以上、人間の分断を拒絶しようとする行動・運動について、過去と現在の時空に断絶ではなく連続する特質を見出す作業を自らに課す必要がある。しかしまた先回りしていえば、暴動は、構造的な支配／被支配の諸関係だけでなく人間社会が内包する差別という問題を白日のもとに曝すであろう。ここでわたしが示したいことは、私的富の集積のために抑圧的な状況を招来させる支配的力の瀾漫^{びまん}と、そのために本来ありえたであろう諸人の自治的生活の拡充が阻止され破壊される様相について、またその過程で差別が動員される社会の矛盾についてである。

七・六 大阪黒色救援会声明

七月六日（月）一五時過ぎ、大阪地裁において溢れる傍聴行動参加者が見守る中、またしても許しがた^い判決が下った。昨年、大阪・釜ヶ崎の日雇い労働者に対する国営暴力団Ⅱ西成警察署による執拗な暴行に怒りの声をあげ激しく闘われた六月一三日から五日間に渡る釜ヶ崎六月抵抗闘争。一四日に逮捕された日雇い労働者の一人・早瀬博さんに対して、機動隊の盾をゆすただけで「懲役八月執行猶予三年」という未決勾留期間すら考慮に入らず重刑をかけてきた。これが「情状酌量」というのだからお話にならない。

早瀬さんは西成署内でポコポコにされ「自白調書」にサインさせられたが、私撰弁護士・中道弁護士^の尽力と多くの仲間たちの応援の下、「警察による被疑者への暴力は私だけの問題ではなく、以前も今後も起こり得る問題」であるとして、「徹底的に闘う」として、一年間の長きに渡り、取調室などでの警察の暴行を自らの体験をもとに負傷痕など具体的証拠を提示し、法廷で明らかにしてきた。

にも関わらず、警察・検察・裁判所という司法権力は警察による暴行を一切隠蔽した判決で応えた。どこまでもやつら国家権力はそれに抗う者たちを抑

暴力燦燦

え込み、不義不道を公然とやつてのける。
だが我々は被弾圧者を最後まで守り、獄中にある同志・山元書記長や出獄者、執行猶予の仲間たちと共にさらなる闘いを準備するだろう。

また、抵抗闘争の最中で立ち上がる労働者の怒りの火消し役にまわった多くのマルクス主義活動家の軟弱な体質、狼狽ぶり、活動家を称するなら基本中の基本である救援活動を放棄していった事実を、この不義を忘れてはならない。

我々はこれらを教訓化し、さらなる飛躍を目指すだろう。
(大阪・黒色救援会)

この声明は〇九年七月時点のものだが、言及された「釜ヶ崎六月抵抗闘争」(暴動)は〇八年六月一三日から一八日にかけて生起した。一二日の午後一人の日雇労働者(生保受給者)が鶴見橋にあるお好み焼き屋で差別的な対応を受けたことに抗議したところ、警察に通報されそのまま西成署に連行されリンチを受けるという官による暴力事件があった。西成署によるリンチとして顔面を殴打する、足蹴にする、紐で首を絞めあげる、気絶しそうになるとスプレーを吹きかける、はては両脚をもつて逆さ吊りにするという非道が記録された。そして二度と店に近寄らないという「始末書」を書かされてようや

く放免された労働者への謝罪を要求して西成署付近に結集した人々によって、反撃の闘争が即日形成されたのである。釜ヶ崎の労働者を主軸とする圧倒的な闘争に包囲された大阪府警・西成署は未成年を含む少なくとも二人逮捕の報復をもって応え、機動隊と放水車によってようやく守られるばかりとなった。マスコミは暴動の煽動者に釜ヶ崎合同労組を名指ししたが、いくつかの現場報告がいうように釜合労は連日の抗議行動を夕方には切り上げており、数日間にわたった暴動が深更に及んだことを見れば、いわれるところの工作が常にのりこえられていたことが了解されよう。しかしマスコミ報道はほとんどベタ記事扱いであり、九二年次暴動での流量より明らかに差し控えたものとなっていた。また暴動に合流した高校生を含む若年者の存在は、単なる便乗者と決めつけられた。

いうまでもなくこの釜ヶ崎暴動が提起する問題には、官による暴力というだけでなく、それを擁護・黙認する差別の存在も含まれる。そしてそれは寄せ場暴動がいつも

(41) フリーター全般労組員ブログでの表明。http://d.hatena.ne.jp/spiders_nest/20080620/1213911808

(42) 自由労働者連合のウェブサイトより。http://federaciodechifonproletoj.wordpress.com/2009/07/21/

(43) 北河内路上通信より。http://blog.goo.ne.jp/kitakawachi_nojuku/e/6289792dfb7563f401ad8fde66376f3d

(44) 暴動については『人民新聞』2008年6月25日号の特集が詳しく伝えた。またウェブ上の情報としては次を参照。

釜パト活動日誌「西成署警察官の暴行に抗議する！」http://kapat.seesaa.net/article/100520737.html

生田武志「近況13」http://www1.odn.ne.jp/~cex38710/thesedays13.htm

無署名「釜ヶ崎暴動」http://www.gyokokai.org/~gasparo/osakacity/kama_080613.htm

糾弾してきたこの社会自体の問題である。六月暴動について所属労組のウェブログで言及したとき、即座に「暴力は悪」として釜ヶ崎の労働者だけを非難する反応があり、同様の反応はウェブ上に溢れていた。釜ヶ崎―寄せ場はその存在ごと忌避される被差別的磁場である。だからこそ暴力を自らのうちに認めない者からの差別が折り重なるある時、ある条件で、そこで集合的な怒りが爆発する。圧倒的な暴力によって反攻を封じ込められてきた人々は、やはり反転する怨念の力によって事態を打開しなければ社会的に抹殺されるばかりとなる。だからこそその囲みを破ろうとする反攻はただ生きんがための力、ある暴力に反する力の発露であるほかないのにもかかわらず、しばしば暴力として決めつけられる。しかし反撃の暴力を覚悟のうえでわがものとしなければ殺される人々がいる時に、暴力批判をしていられるような安全地帯はどこにもない。反撃の暴力をこぞって非難する者は支配的資本がもたらす構造の暴力の共犯者にほかならず、「底辺」と見なされた人間の闘いにもみ主体性を認めない者は、体制的暴力の擁護者であるだけでなく、暴力独占を与件とする治安弾圧体制に親和することで暴力を事分けして審理する差別者¹である。攻囲は警棒・拳銃・放水・盾のみならず、構造の暴力を不問に付して容認する「非暴力」が精神的な催涙弾となって、暴民とな

らざるをえない（かれら―われわれ）を遠くから撃つ。であればこそ「やられたらやりかえせ」という箴言は、物理的な攻撃をしかけてくる「敵」に対してだけでなく、物陰で唾する傍観者の退路を断つための言葉のつぶてとなる。

日雇・野宿労働者や生保受給者を安全圏から罵言をあびせる心性について、分断統治をこととする階級社会の存続を望む勝者の手管に搦めとられたものとするのは簡単だ。しかし問題は（いま・ここ）の支配者を設定し、その支配の技術についてだけいえばすむようなものではない。人々の分断は歴史的に形成されてきたものだからである。ある人間を「情民」と蔑視し、またそうした言説によって法制度が左右されてきた歴史を近代日本は誇る。そのことは「救貧」の制度化過程を見れば明らかだ。貧者をその貧しさゆえに怠け者と決めつけ、罪悪視する転倒した言説は今なお社会に貫徹する。それは「ワーキングプア（勤労貧困層）」の労賃水準が、常に生活保護費の給付水準と比較されて語られる状況にも現れている。「情民」と「ワーキングプア」は違うのだという分断は近代国家の歩みとともに形成され、社会に内在する人々の集合的な心性として定着させられてきたものだ。

昨今「非正規雇用」の問題がいわれる。しかし労働社

暴力燦燦

会における「非正規」問題は雇用形態の新奇さだけに収斂されず、労働者そのものが「非正規」の「百姓」を出自とするように、常に反復する「古くて新しい」もののはずである。「非正規」を問題化する新たな動きのなかで、当初は若い男の雇用と貧困についてだけ語り出すということがあった。それは日雇と女と子供と老人と移民とあらゆる「惰民」を埒外におく分断の行為にほかならない。差別を撃つ者が別の差別の囚人となる。この列島の歴史は、そうして差別され貧しく病み狂ったとされる人間の血でどす黒く塗り固められている。そして日本帝國主義はそのうえに植民地支配を受けた人々の血を塗り重ねた。その血塗られた歴史の一部である（かれら―われわれ）は稼働能力を持つ者として就労支援対策の席に座らされてありがたい訓話を清聴させられ、あるいはいつ事件を起こすかしない不審者もしくは気狂いだとして通報監禁され、そうして分析の見合う対象としてのみ矯めつ眇めつされてきた。しかし役立たずの「惰民」と指呼される（かれら―われわれ）は、外在的に治験されるべき客体としてあるばかりなのではなく、自らのことを自らで検出するほどの主体として起ちうるはずである。人は貶められてただ黙っているだけの存在ではないからである。

わたしは臆病で懦弱だ。だから復讐の反撃に立つこと

はそう簡単にはできそうにもなく、その限りにおいて人の尊厳をかけた闘いを募奪するようなかたちで能天気な支持するとはいえない。しかし人間の分断と差別を認めないと指向する以上、やはりある反撃を肯定しなければならぬ時がどうしてもある。罪に問われることのない構造的殺人に殺し返せばよいというのではない。それでも差別に反対する者は「やられたらやりかえせ」という合言葉のなかにこそ、同志的結合に不可避的な心意の表出を認めねばならないのである。そしてその心意は相互的な〈義〉ということに集約される。黒色救援会の声明がいうように、「さらなる闘い」は常に準備され、そのための相互扶助と団結という〈義〉の獲得が追求されるだろう。かかる共同性の獲得のなかでしか他方の「不義」は克服されないはずである。だから相互主義を前提とする扶助と自治の地平をめざすある集合的力動の発露を、〈反撃の暴力∥力能〉としてわたしは遂に肯定しなければならぬ。いいわけめく

- (45) 恤救規則の改正案として第一回帝國議會（1890年）に提出された窮民救助法案は、「貧民ト云フモノハ社会ガ痲疾ニサセタモノデアルカ、社会ガ懶惰ニサセタモノデアルカ、社会ガ怠惰ニサセタモノデアルカト云ヘバ、貧民其レ自身ガ怠惰トナリ懶惰トナリ、終ニ貧困ヲ来シタノデアルカラ、此ノ公衆ニ関スル所ノ費用ヲ以テ救フベキモノデナイ」（衆議院議員堀越寛介）から、あるいは「施与濫濫ノ弊ヲ生ジ惰民ヲ養成スル」からと廃案にされた。また救貧法案（1902年）も「最モ恐ルヘキ弊害即チ義務救助ノ結果惰民ヲ助長養生シ非常ニ貧民ノ数ヲ増シ遂ニ国費ノ乱用ヲ来スノ弊ヲ生ズル」（内務省書記官井上友一）として廃案にされた。戦後の旧生活保護法案でさえ、その欠格条項について第九〇回帝國議會・貴族院生活保護法案特別委員会（1946年8月20日）で「惰民養成を防止すると云ふやうな意味から致しまして、本法ではさう云ふことのないやうに注意を致して居る譯であります」（政府委員葛西嘉資）との補足説明がなされている。

が、手段としての暴力個々のあり方についての評価は別の位相に属する。

重層する差別に向かつて

反撃の暴力はしかし、やがて深くえぐるようにして自らに還る。○八年六月釜ヶ崎暴動の被弾圧者と黒色救援会が叩き付ける怒りの先には、「復活した日本帝国主義」の根幹にまつわる重大な問題が依然として横たわる。差別重層化の問題である。

家と寄せ場は常に差別される存在を覆い隠す場として機能させられてきた。日雇、女、あるいはXとして差別される人間は、時に「仕事をよこせ」「同一労働同一賃金」というスローガンを掲げて立つ。しかし労働による自己実現に勤しまなければ正当性をえられないような社会には、当然ながら限界がつきまとう。「稼働不能者」差別の内包という限界である。労働が懲罰的な苦役でなく、そして労働しえないものを差別しない協働としてのものであるなら、〈かれら―われわれ〉は衣食に足るだけの「仕事をよこせ」というかもしれない。しかしまた「よこせ」といったその先が暴力飯場につながっていたとき、帝国主義本国人と植民地支配を受けた者の子孫との対立構造が瞬時にして立ち現れることがある。その瞬間、〈かれら―われわれ〉は分断させられたままあえ

なく倒れる。さらに、たとえ帝国主義の侵略による分断がこの地になかったとしても、蹶起した者の目前に「エタ・非人」の「死体」がころがっている可能性さえある。真土村騒動勢のために作成された右大臣宛の上申書を再び引く。

長右衛門ニライテ傲慢強情^{イヤマシ}弥益^{イササカ}太布、慈善ノ心布クト
イヘトモ聊^{イササカ} 心中不安モノアル歟、新平民即旧番非
人某ナルモノヲ抱へ入、昼夜々廻リ等為致候由ニ候
処、村民ニテヒテハ弥益其挙動ヲ惡^{ニク}ミ、彼シテ暴挙ヲ
促シ候哉ニモ相見へ申候、則チ襲撃ノ節右旧番非人ノ
死躰ハ不忍言ニノ残酷ニ及居候（ふりがなは引用者、
トモ・シテの合字はかなに改めた）⁽⁴⁶⁾

近代成り期の民衆運動は自律的な「平等主義願望」を持つていたとする評価がある⁽¹⁵⁾。支配に抗する民衆の対抗原理を積極的に意義付ける試みは大筋で賛成したい。しかしその願望は時として旧復の秩序から出ないという限界を持つ。秩序の埒外におかれる被差別者はあくまで異人のまま平等理念からはじかれる。上申書にある「番非人」とは、共同体維持のために流れるや野非人を取り締まる役割を与えられた被差別者のことだ。一八七一年の解放令のち長右衛門の傭人となったとされる「旧番

暴力燦燦

非人某ナルモノ」は、有力者の私設警吏として使役されることで食いつないでいたと語られてきた⁽⁴⁷⁾。そしてこの上申書では、松木家のために昼夜となく警邏にあたったために憎まれ、騒動勢による暴殺で「旧番非人ノ死骸ハ不忍言ニノ残酷ニ及」んだとされた⁽⁴⁸⁾。県令が「旧番非人」の「挙動」が「暴挙ヲ促シ」たとさす述べ、事件を差別で上塗りしたのである。事実であるかどうかにかかわらず、被差別者は上申書のなかで匿名のまま利用され、事件叙述のためにその存在と死が構成された。「新平民」「旧番非人」と言及しさえすれば「残酷」の事態が官界に了解されるのであろう差別の構造がすけて見える。そしてこうした構造をそのままにして、真土村事件で被差別者がまきぞえに殺されたとする見解が残されてきた⁽⁴⁹⁾。

しかしこれに異議を唱える事件の説述がある。騒動蹴起者の一人である伊藤音五郎からの口伝を子息がまとめ、孫にあたる人が出版した『怨親平等⁽⁵⁰⁾』がそれである。事件百周年を記念して上梓されたこの事件誌は、「潤色を加えられて居る」「歴史と小説との中間をゆくもの」と自己規定しながら、「青史に羅列された事は必ずしも実話であると信ずる程に人々は甘くはない筈である」と宣言する。その青史（正史）への異説の出色は、弥右衛門と長右衛門という二人の人物にの

(46) 『平塚市史』掲載版では、人権上の配慮からか「新平民」「旧番非人」の記述が伏せられているため、あえて神奈川県立公文書館所蔵の県史写真製本版（平川良一氏所蔵資料）によって補訂した。

(47) 『真土松木騒動ノートⅠ』の「関係者よりの聞取」（佐藤九蔵氏又聞き）には長右衛門の使用人として「パンタの親父（反抗して殺された。飼殺しになっていた。）」とあり、『郵便報知新聞』1878年10月31日付の報道では「村内の番太が兩人使役さ、るのみ」とある。『大野誌』では「その頃松木家では非人（中略）を養っていた」とし、『怨親平等』も「当時松木家では非人番太と称する者数人を養っていた」とするが、後者には「松木の邸宅番をしていた非人は、松木家では食べ物を与えない、常平素村方を戸毎に廻って米一匁或は副食物を貰って生活をして居た」と相反する記述も見られる（『明治の昔譚 眞土騒動』を踏襲する内容）。

(48) 前出註3の警吏三橋善太郎の報告には、「番人権六」（「非人」「番太」とは書かれていない）の検死状況について「両足ハワランヂ履キタル俣水溜ニアリテ汨（シズミ）体ハ焼失カ不見」（ふりがなは引用者）とあり、「不忍言ニノ残酷」に照応する。

(49) 『明治の昔譚 眞土騒動』、『大野誌』、大湖賢一「真土事件と民衆の土地所有観念」、阿部安成「1878年真土村事件の終幕 事件後をひとびとはいかに生きたか」（『民衆史研究』第54号、1997年11月）など。これら非人殺害説は「番人=非人」として山明権六を指名してきたが、『仮名読新聞』（1878年11月5日）では「雇ひ人常吉」の周旋により長右衛門が「山明権六并びに伴同苗源二郎といふ剣術の達人」を月給にて雇い入れたとあり、『怨親平等』の権六剣客説に根拠を与えている（ただし『怨親平等』では周旋人が別人で、また山脇権六とその弟源次が雇われたとする）。

(50) 足立一蔵『怨親平等』（足立浄蔵発行、1977年1月10日）は「義侠の大工」伊藤音五郎の口述記録を基調とし、時事新報の「明治の昔譚 眞土騒動」をそのまま踏襲する箇所も見受けられるが、事件の犠牲者数を17人とするなど他の資料にはない特色を持つ。無期懲役となった4人のうち、冠弥右衛門が同志に先んじて出獄したことを「其の意志の弱い事は実に言語に絶したものと論難しつつ、音五郎だけが憲法発布の特赦後も牢名主として1890年6月まで獄中であつたとする点は、同人が刑期満了前の88年2月に仮出獄してからの監察状況につき、町村制施行とともに四之宮・八幡・真土・中原下宿・中原下宿・南原を合併した大野村の村長が警察に報告していること（『市史』181）と整合性がとれない。また『明治の昔譚 眞土騒動』では特赦で全員放免されたとしており、語り（ないし後代の潤色）の内容に揺れがある。このあたりも正史への異議と見るかどうかは読む者の立場によるだろうが、他の箇所の記事からして一味同心の重視がこうした筆の運びに影響を及ぼしたのではないかとも思われる。なお著者の足立一蔵は音五郎の末子で、犠牲者の菩提を弔うために出家して古義真言宗（戦後に真言宗大師派）の高林寺住職となった人である。

み集約されがちであった勸善懲惡譚の構図に対決し、騒動をあくまで同志的結合だけがなしうる集団行動として描く一味同心の強調にある。そして数々の異説のなかに、「非人」とその差別についてふれながらも、襲撃の犠牲者としては「非人」を数えない態度が含まれているのである。これは、事件当時の村落共同体が、「解放」されたはずの「非人」を平等な存在として遇することができなかった限界を示唆する説述である。その他の資料に描かれた村との関係を見れば、被差別者がまきぞえに殺された可能性は十分にあると思われる。しかし『怨親平等』が「逃亡し得た者」に「非人二人」を数えたところに、たとえ無意識的であったとしても被差別者がただ殺されるばかりではよしとしない差別告発の意図を汲んでおきたい。では「逃亡し得た」とされる「非人二人」は、いったいどこに逃げたのだろうか。

真土村事件がもちえたラディカリズムは、生存のための共同の規範を〈私〉の論理で踏みにじる富裕者への反撃のなかで展開された。しかしその反撃が慣行的な秩序に依拠するものであったとすれば、それまでの相互規範的な秩序に被差別者が含まれていなかった場合、被差別者は必然的に共同体の埒外に置かれたままとする。蜂起は、自らの死を予感する極限を一味同心に内在させながらも、その意味において限界を孕んでいた。蜂起のあと

に來る日常回帰が秩序の再構成以外にないとすれば、一線を越えた行為者は生還しても沈黙するか世捨て人となるほかない。しかも真土村事件は近代成立期のさまざまな時期にあつたわけで、秩序の再構成には国家との協約という性質も内包しなければならなかつたはずである。その一つの現れとして、負債者たちが減刑を勝ち取ることに引きかえに、やはり土地を私有する主体として立たなければならなかつたことがある。ただし真土村民は買戻した土地の一部を共有地とした（買戻し資金を借金で賄ったため、その返済の用立てにさらに共有地を買戻した）。仲介者海老塚四郎兵衛が、松木家供養の持仏堂^⑤建立を条件として村に寄付した松木邸跡地は今なお共有地のはずである。また土地私有の主体となることで真土村民は共同性をまるごと失つたわけではなく、『怨親平等』が解説するように、負債精算のために勤儉推譲を相互規範^⑥とする共同性の再確立ないし新設もまた見られたのであつた。そして秩序が回復された共同体にはなお被差別者の居場所はなかつたのである。松木邸跡地の一角に事件関係者双方の子孫による「怨親を超えた人々の碑」が置かれたのは一九六六年のことであるが、事件関係者とともに碑に名前を刻まれた長右衛門傭人はあくまで「傭人」としてであつて「番人」や「非人」ではない。『平塚市史』が「新平民」「旧番非人」の記述を伏

暴力燦燦



写真は「怨親を超えた人々の碑」。事件関係者双方の子孫により1966年に建立。碑文を撰した戸川貞夫は平塚の元「文人」市長。背面には関係者名・世話人名が刻まれている(写真：2009年8月15日、平塚市東真土)

せて県令の上申書を収録したように、被差別者の存在は公的には示されない。また被差別者が「逃亡し得た」とした『怨親平等』でもその扱いは無名のままであり、顕名での指摘が忌避される社会状況さえ推測される。仮に「非人二人」が逃げられたのなら、行く先は村落共同体の外にほかならなかつたのであり、そしてその村落が現在の社会と地続きであらうこともまた否定しがたい。他者差別の状況は今もたいして変わっていない。あらゆる共同体、生活／労働の現場が差別の磁場となりうる。権力を持たない者の日常は隠然たる暴力と差別によって他律的に構成されるのである。そして差別の口実となる媒介項は多様であるが、その多様さをまとめて一

- (51) 裁判闘争にともない「小前六十六名」が字（部落）ごとに金策担当や世話人を置いて組織的に運動したこと、血判にて討入りの連判状を作成したこと（焼却のため音五郎の記憶による復元）、討入りの役割分担を入念に決めたこと、共同耕作で囚人家族を扶助したことが強調される。一味の結束が実際に固かったことは、伊藤富五郎が1882年11月30日外役で左足を怪我をしたため、音五郎ら他の獄中者が自弁するとして獄外での加療を歎願したことにも現れている（『市史』176、177）。
- (52) 事件関係者の感情を顧慮した海老塚四郎兵衛は、長右衛門遺族から土地を購入して負債者に間接的に買い戻させる仲介の労をとった。その際、遺族は訴訟費用と滞納小作料の請求を放棄し、また四郎兵衛も買い取った松木家の屋敷地を村民に寄付した。『市史』140には寄付の約定として「一村共有トシテ自仏堂寺戸」とあり、また「堂宇（通称松木堂）は、現在改築され真土公民館の一部として利用されている」と記されたが、公民館は今では真土自治会館となっている。『大野誌』には持仏堂が建立された1880年3月に盛大な供養が営まれ、「二六日念仏」と称して毎月26日に慰霊を欠かさないとある（1958年当時）。『怨親平等』は三十三回忌と五十回忌を記録し、『平塚市史民俗調査報告書6 大野』（平塚市博物館、1987年3月31日）は、9月26日に老人会を中心とする松木供養会が「観音堂」（松木堂か）で営まれていると報告した。
- (53) 旧質地関係者は1881年8月に、経費がかさむため共有地を買入れし、小田原銀行にあった借金を精算することに決した。その際、新たな買入れの返済法として「仲間一同」による報徳仕法の実施を議定した（『市史』149）。また、県から5000円の無利子融資を受けたことにつき「寛慢二流ル、ノ弊ナカラント欲シ」、同年9月15日にも勤儉を「確約議定」している（『市史』150）。
- (54) 相州には古くから小田原太郎左衛門や厚木太郎右衛門らの被差別民衆の支配者がいた。『新編相模国風土記稿』（巻之四十三 村里部 大住郡巻之二）の天正18（1590）年8月の項には、真土北隣の田村に「敷外長吏一八軒、非人二軒あり、長吏見捨地の内に、御嶽、白山両社を祀る」とあるから、ここに太郎左衛門のような有力者がいた可能性もある。しかしそれら長吏頭の系譜をひく者たちが事件当時に存在したのかどうか、また存在したとしても庇護を求めて駆け入る余地があったかどうか、今となっては不明である。

つにして打ち倒すことはできない。政治革命はそのようなものとして唱えられてきたが、社会革命はそうはいかない。社会は差別する者とされる者が幾重にもおり重なる関係としてあるからだ。社会は単なる一つの世間ではないはずなのにもかかわらず、没交渉的な幾多の世間を包摂するものとしてデッチアゲられもしてきた。そしてそれぞれに閉じられた世間と世間のあいだにあるズレに、巧妙に差別の罣がしかけられている。だからこそ世間を打ち破って出くわす騒ぎの場こそが「もう一つの」社会の原基形態となりうる。時に暴民であるほかない（「かれら―われわれ」は、ただ騒擾・暴動となつて現れる新たな関係性の希求のなかで、水平性へのはるかな期待が同心の論理を生み出そうとするというこののみを知るであろう。だからひとり（「かれ―われ」が倒れようとも、そのあとに続く（「かれら―われわれ」は行動のなかで差別を焼き尽くそうとする地平に立とうともがき続ける。暴力をただ力として定位させようとする「怨親平等」の平和の論理は、暴力と差別の日常が解体さるべき地平の先になければならないのである。

■

アナ・ボル論争論序説

noiz 著 四六判上製・240頁／予価 2300円／2010年1月末刊行予定

「私は自らの内にある少数者たんとする奢りを打倒の対象として、というよりその奢りを衆人の批判の前に開きつつ、過去の歴史に死蔵されている経験を漁り続けなければならないと考える。そのように認識することによって初めて、私の資料としての「アナ／ボル」は「アナ・ボル」に転化しうるだろう。」（本書より）
「現場」からの視座をふまえつつ、『アナキズム』誌に発表された反戦・反グローバリズム等々の考察と書き下ろしを含めた初の評論集。

北冬書房

〒153-0044 東京都目黒区大橋 2-9-10 電話：03-3468-7782 FAX：03-3468-7783